

宇土市人権教育・啓発基本計画

【第2次改訂】

平成31年（2019年）3月

宇 土 市

ご あ い さ つ

人権とは、世界人権宣言や日本国憲法で保障されているように「全ての人々が生命と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」あるいは「人間が人間らしく生きる権利で、生まれながらに持つ権利」であり、社会の根幹をなすものであります。

21世紀は「人権の世紀」といわれていますが、現実には、同和問題をはじめとして、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人などに関する様々な人権問題が依然として存在しています。また、インターネットによる人権侵害やLGBTの人たちの人権など、新たな人権問題の顕在化に加え、地域における人と人とのつながりの希薄化など、人権を取り巻く社会情勢も大きく変化しており、人権問題はますます多様化し、複雑化しています。

このような中、国においては、平成12年（2000年）に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行され、平成28年（2016年）には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」及び「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。

また、県においては、平成28年（2016年）に「熊本県人権教育・啓発基本計画」の第3次改定が行われており、県における人権の重要課題の動向などを踏まえ、さらに内容が充実発展したものとなっています。

本市では、これらの法制度等の整備や社会情勢の変化などを反映し、今般、平成22年（2010年）に策定した「宇土市人権教育・啓発基本計画」を改訂しました。本計画では、「全ての人の人権と基本的自由が尊重され、全ての人とその個性を全面的に開花させること」を人権教育・啓発の目標に掲げていますが、社会参加の機会の平等が保障され、自己実現できる社会、心豊かな住みよいまちを実感できるような地域社会の実現は、市民の皆様一人ひとりの意識と具体的行動にかかっています。

市民の皆様におかれましては、本計画の趣旨に御理解をいただき、一層の御支援と御協力をお願い申し上げます。

本市としましては、行政、学校、企業・民間団体、家庭及び地域とのパートナーシップのもと、それぞれの主体が担うべき役割を踏まえながら、今後とも相互に連携し、人権教育・啓発に積極的に取り組んでまいります。

最後に、この改訂に当たり、宇土市人権教育推進協議会の委員の方々をはじめ、御協力を賜りました関係者の皆様に深く感謝を申し上げますとともに、今後とも本計画の推進に対しまして、さらなる御理解と御協力を賜りますよう心からお願い申し上げます。

平成31年（2019年）3月

宇土市長 元 松 茂 樹

目 次

	頁
はじめに	1
1. 『基本計画』策定の意義等について	
(1) 『基本計画』策定の意義	3
(2) 『基本計画』の性格	3
2. 人権教育・啓発の基本的考え方について	
(1) 人権の基本理念及び人権教育・啓発の定義	4
①人権とは	4
②人権教育・啓発の定義	5
(2) 人権教育・啓発の目標	6
3. 人権教育・啓発の進め方について	
(1) 人権の重要課題についての現状等	9
①女性の人権	9
②子どもの人権	12
③高齢者の人権	14
④障がい者の人権	15
⑤同和問題	18
⑥外国人の人権	19
⑦感染症・難病等をめぐる人権	20
(ア) HIV感染症等をめぐる人権	20
(イ) 難病等をめぐる人権	21
⑧犯罪被害者等の人権	21
⑨インターネットによる人権侵害	22
⑩様々な人権課題	24
(ア) 水俣病をめぐる人権	24
(イ) ハンセン病回復者等の人権	25
(ウ) 刑を終えて出所した人等の人権	25
(エ) ホームレスの人権	26
(オ) 性同一性障がい・性的指向をめぐる人権	26
(カ) 拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害	27
(キ) アイヌの人々の人権	27
(ク) 新たな人権課題	28
(2) 人権教育・啓発の取組の方向	29
①教育	29
(ア) 就学前教育	29
(イ) 学校教育	30
a 内容	30
b 方法	30
(ウ) 社会教育	31

a 内容	31
b 方法	32
②啓発	33
(ア) 内容	33
(イ) 方法	34
③人権に関わりの深い職業等に従事する人に対する研修・啓発	35
(ア) 公務員	35
(イ) 教職員	35
(ウ) 企業等	36
(エ) 社会教育関係者	36
(オ) 保健・医療・福祉関係者	36
(カ) マスメディア関係者	36

4. 実施体制等について

(1) 実施体制	37
①計画の推進体制	37
(ア) 様々な手法による啓発	37
(イ) 人材の育成等	38
(ウ) 各種資料・情報の収集及び提供	38
(エ) 調査・研究	38
(オ) 相談体制等の充実	39
②国・県との連携	39
③企業・民間団体との連携	39
④家庭・地域との連携	40
(2) フォローアップ	40
①施策の推進	40
②『基本計画』の見直し	40
(用語の解説)	41
(資料編)	
人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	45
人権教育・啓発に関する基本計画(抄)	47
世界人権宣言	49
日本国憲法(抄)	54
障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律	57
本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律	64
部落差別の解消の推進に関する法律	66
宇土市人権擁護に関する条例	67
宇土市人権教育推進協議会会則	68

はじめに

人は誰でも自分らしく、そして幸せに生活するという基本的な権利を、生まれながらに持っています。この権利を「人権」といいます。しかし、「人権」というと、「難しい・堅苦しい」とか、「自分には関係ない」と考えてしまうなど、普段の生活からかけ離れた「非日常的なこと」と受け止められる傾向があります。しかし、人権問題は、私たちの日常生活の場である家庭や地域、職場等のあらゆるところに存在しています。

『日本国憲法』第11条には、「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。」として、この憲法を貫く最も基礎的な原理として人権尊重主義を掲げています。

また第13条では、「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」として、一人ひとりの人間がかけがえのない存在であることを確認するとともに、人が人として生きていく上で必要不可欠な権利として、幸福を追求する権利を保障しています。

しかしながら、近年では、インターネット上に他人を誹謗中傷する内容や差別を助長する表現が掲載される事案が多発しており、また、同和問題をはじめ、女性差別、高齢者や障がい者、外国人などに対する偏見や差別のほか、児童虐待が多発し、学校における「いじめ」による自殺も大きな問題になるなど、人権に関する様々な問題が存在しています。

このような現代社会の現状に目を向けると、他人への思いやりや慈しみの心が薄れ、自己の権利のみを主張する傾向が見受けられます。そのため、憲法で掲げる人権が尊重される社会の実現のためにも、人権教育・啓発に取り組む必要があります。

このような状況の中で、平成6年（1994年）の国連総会では、平成7年（1995年）から平成16年（2004年）までの10年間を『人権教育のための国連10年』とする決議がなされ、『人権教育のための国連10年行動計画』が示されるなど、国際的にも人権教育・啓発への積極的な取組が求められました。

さらに、平成16年（2004年）の国連総会では、『人権教育のための国連10年』の取組を継承し、世界各地で引き続き人権教育を積極的に推進していくことを目的に、『人権教育のための世界プログラム』が採択されました。

一方、国内においても、平成8年（1996年）に『人権擁護施策推進法』が制定され、人権教育・啓発に関する施策や、人権が侵害された場合の被害者救済に関する施策を進めることは国の責務であると明記されました。また、平成12年（2000年）には、人

権教育・啓発に関する理念や、国、地方公共団体、国民の責務などを法律として規定する必要がありとして、議員立法により、『人権教育及び人権啓発の推進に関する法律』（以下『人権教育・啓発推進法』という。）が制定されました。

『人権教育・啓発推進法』では、その基本理念として、「国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域やその他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。」（第3条）と規定しています。また、第5条には、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。」と規定され、地方公共団体の人権教育・啓発へのより一層の取組が求められています。

県では、『人権教育・啓発推進法』の趣旨を踏まえて平成16年（2004年）に『熊本県人権教育・啓発基本計画』（以下『熊本県基本計画』という。）が策定され、その後、平成20年（2008年）に第1次改定、平成24年（2012年）に第2次改定、平成28年（2016年）に第3次改定が行われています。

本市においても、人権教育推進努力目標として、①人権教育推進体制の充実②指導者の育成③人権学習機会の提供④人権啓発・広報活動の推進の4つの項目を柱に、宇土市人権教育推進協議会を中心に様々な人権問題の解決に向けて取り組んできました。これまでの取組の成果や手法を踏まえて、行政、学校、企業・民間団体及び市民一人ひとりが人権を大切にするという共通の考え方に立って、お互いに協力しながら、あらゆる差別や偏見をなくす意識改革に努めていくため、今般、『宇土市人権教育・啓発基本計画』（以下『基本計画』という。）の第2次改訂を行いました。今後は、この見直し後の『基本計画』に基づいて、人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進していきます。

1. 『基本計画』策定の意義等について

(1) 『基本計画』策定の意義

『基本計画』を策定することには、次のような意義があります。

①人権をめぐる現状を明らかにすること

人権教育・啓発を進める上では、まず、本市における人権をめぐる現状について、行政、学校、企業・民間団体及び市民一人ひとりが共通の認識を持つ必要があります。

②人権教育・啓発の取組の方向を示すこと

人権教育・啓発は、様々な人権問題の解決に向けて、総合的かつ計画的に取り組む必要があります。このため、市として、こういった内容のものに、どのようにして取り組むのか、といった取組の基本的な方向を明確に示すことが重要です。

③行政、学校、企業・民間団体、家庭、地域などに期待される役割を明らかにすること

人権教育・啓発は、行政、学校、企業・民間団体、家庭、地域などそれぞれが主体となって、あらゆる場、あらゆる機会をとらえて推進する必要があります。このため、各主体に期待される役割を明らかにするとともに、相互に連携を図りながら、人権教育・啓発に取り組むことが重要です。

(2) 『基本計画』の性格

『人権教育・啓発推進法』には、地方公共団体が行う人権教育・啓発の基本理念（第3条）や、人権教育・啓発施策の策定及び実施についての地方公共団体の責務（第5条）が規定されています。地方公共団体に求められているこのような理念や責務については、『基本計画』にも的確に反映させる必要があります。

また、『熊本県基本計画』には、人権教育・啓発に関する取組の方法が明確に示されているため、本市では『熊本県基本計画』を参考にしながら『人権教育・啓発推進法』の趣旨を踏まえて作成しています。

2. 人権教育・啓発の基本的考え方について

(1) 人権の基本理念及び人権教育・啓発の定義

①人権とは

20世紀前半の二度にわたる世界大戦の悲惨な体験とその反省にたつて、『世界人権宣言』が採択（昭和23年（1948年）12月10日）されてから、既に70年余りが経過しています。

その前文には、「人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎である。」と謳われ、地球上に生きる全ての人に対する基本的人権の尊重こそが世界の「永久平和」の基礎であることを確認しました。

また、その第1条には、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。」と謳われています。人類の長い歴史の中で、皮膚の色や民族の違い、性別・年齢、貧富の差、障がいの有無などを超えて、全ての人に対して、人間の不可侵の権利である「自由、正義及び平和の基礎」としての基本的人権を尊重することが確認され、全ての人^{うた}が人権と基本的自由を享受する上で平等であるという普遍的な人権についての原則がここに明示されています。

これは、人権の尊重と擁護が国を超えた共通の課題であることを世界の各国が再認識し、その実現には各国の絶え間ない努力が必要であることを指摘したものであるといえます。

『世界人権宣言』は、続いて第2条において、「すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。」として、権利と自由の享有に関する無差別待遇を挙げています。そして第3条では、「すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。」として、生命や自由、身体の安全について明記しています。

『世界人権宣言』の採択以降、地球に住む全ての人の人権の擁護と伸長を目指した国際連合（以下「国連」という。）を中心とする取組は、『国際人権規約』（昭和41年（1966年））をはじめ、『あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約』（昭和40年（1965年））、『女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約』（昭和54年（1979年））、『児童の権利に関する条約』（平成元年（1989年））、さらに、平成18年（2006年）には『障害者の権利に関する条約』など、法的な拘束力を持つ数々の国際条約を採択・締結してきました。

また、「国際婦人年」（昭和50年（1975年））、「国際児童年」（昭和54年（

1979年)) , 「国際識字年」 (平成2年 (1990年)) , 「国連寛容年」 (平成7年 (1995年)) , 「国際高齢者年」 (平成11年 (1999年)) , 「平和の文化のための国際年」 (平成12年 (2000年)) といった国際年の制定とそのキャンペーンなど、様々な取組が国連を中心に展開されてきました。

これらの取組は、いずれも「人権という普遍的文化の構築」という『人権教育のための国連10年行動計画』及びこの取組を継承する『人権教育のための世界プログラム』の究極の目的につながるものです。

『日本国憲法』においては、基本的人権の尊重を、国民主権、恒久平和とともに、三大原則として大きく掲げています。また、我が国は、国連総会で採択された国際人権基準にも賛成し、その実現の責務を負っています。

本市も、これらに基づいて、人権が尊重される社会を目指し、更に教育・啓発に取り組む責務があります。

「人権とは何か」と聞かれると、多くの人は、「人権は法律的な概念であり、抽象的で難しい」といったように、自分自身とは距離のある概念として受け止める傾向が見られます。このため、「人権問題」についても「差別の問題」としてしかとらえられず、ほとんどの場合、同和問題をはじめ、女性、障がい者、外国人などに対する差別といった「一部の人々の気の毒な問題」で「私には関係がない」ということになってしまいます。

人は、一人ひとりが、等しく「かけがえのない」「尊い」「大切な」存在であり、人権は、いつでも、どこでも、誰でも、そして平等に保障されるべきものです。人権とは、安心して生きる権利、自分で自由に考える権利、仕事を自由に選んで働く権利、教育を受ける権利や裁判を受ける権利など、人が生まれながらにして持っている基本的で具体的な権利です。

全ての人々が人権を享有し、平和で豊かな社会を実現するためには、人権が一人ひとりの間において、相互に尊重されることが必要ですが、そのためには、お互いの人権が調和を持って行使されること、すなわち、「人権の共存」が達成されることが重要です。

そして、人権が共存する人権尊重社会を実現するためには、全ての個人が、相互に人権の意義及びその尊重と共存の重要性について、理性及び感性の両面から理解を深めるとともに、自分の権利の行使に伴う責任を自覚し、自分の人権と同様に他人の人権をも尊重することが求められるのです。

②人権教育・啓発の定義

『人権教育のための国連10年行動計画』では、「人権教育」を「知識と技術の伝達及び態度の形成を通じ、人権という普遍的文化を構築するために行う研修、普及

及び広報努力」と定義しています。

さらに「人権教育のための国連10年」の国連決議では、「人権教育はたんなる情報提供にとどまるものではない。人権教育とは、あらゆる発達段階の人々、あらゆる社会層の人々が、他の人々の尊厳について学び、また、その尊厳をあらゆる社会で確立するための方法と手段について学ぶための生涯にわたる総合的な過程である。」と述べており、生涯にわたる人権教育の重要性を指摘し、「人権教育」を啓発まで含めた概念として広くとらえています。

また、人権教育・啓発推進法では、その第2条で、「人権教育」と「人権啓発」とを別々に定義し、「人権教育」は「人権尊重の精神の涵養(かんよう)を目的とする教育活動」であり、「人権啓発」は「国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動(人権教育を除く。)」であるとしています。

それらを踏まえ、『熊本県基本計画』における「人権教育・啓発」の定義については、「すべての県民を対象として、あらゆる場、あらゆる機会をとらえて行われるものであって、自らの尊厳に気づくとともに、多様性を容認する『共生の心』を育み、物事を人権の視点でとらえ、それを自分のこととして考え、行動できる態度を身につけるための教育・啓発」ととらえられています。

本市の『基本計画』における「人権教育・啓発」の定義についても、『熊本県基本計画』の定義を引き継ぐものとしますが、「人権教育」については、より具体的に、次の4つの側面(*1)から幅広くとらえておく必要があります。

○人権についての教育

人権を知識として身に付け、人間の尊厳を大切にすることを十分に育てること。

○人権としての教育

全ての個人が自由な社会に効果的に参加できるよう、教育を受けるという基本的な権利を全ての人に保障すること。

○人権のための教育

人権が尊重される社会の確立を目指し、積極的な関心・態度と、人権の擁護・伸長のための的確な技能を持つ人々をつくること。

○人権を通じての教育

人権について学ぶ環境そのものが人権を大切にすることを備えていること。

(2) 人権教育・啓発の目標

『世界人権宣言』では、その第26条において、「教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。」としており、

また、ユネスコの『人権と民主主義のための教育に関する世界行動計画』では、「人権と民主主義のための教育それ自身が人権であり、（教育は、）人権・民主主義・社会正義が実現される前提として不可欠のものである。」としています。

さらに、人権教育は、「調和のとれたコミュニティ間関係、相互の寛容と理解、ひいては平和を実現するために不可欠」なものであるといえます（国連人権高等弁務官報告・第94段落）。

『人権教育のための国連10年（1994～2004年）行動計画』を受けて策定された『人権教育のための世界プログラム 第1段階（2005～2007年）のための修正行動計画』においても、人権教育の背景及び定義に関して、「人権教育が人権の実現に対して重要な形で寄与するということへの同意は、国際社会によってますます頻繁に表明されるようになってきた。人権教育は、それぞれの共同体および社会一般で人権を実現するすべての人の責任に関する理解の向上を目的としたものである。」と述べ、人権教育に関する規定については、『世界人権宣言』（第26条）、『国際人権規約』（第13条）、『子どもの権利条約』（第29条）など、多くの国際文書に盛り込まれてきた定義にしたがい、「人権教育とは、知識及びスキルの伝達ならびに態度の形成を通じて普遍的な人権文化を構築することを目的とした教育、研修および広報である」とした上で、人権教育を構成する要素として、(a)知識及びスキル：人権及びその保護のための仕組みについて学習し、かつそれらを日常生活の中で適用するスキルを身につけること、(b)価値観、態度及び振る舞い：人権を支える価値観を発達させ、かつそのような態度及び振る舞いを強化すること、(c)行動：人権を擁護及び促進するための行動をとること、を挙げています。

人権教育・啓発の目標は、全ての人の人権と基本的自由が尊重され、全ての人がその個性を全面的に開花させることにあります。すなわち、全ての人が、出身や門地、性や年齢の違い、障がいの有無や貧富の差に関係なく、独立した人格と「尊厳」をもった一人の人間として尊重され、それぞれが「自立」し、必要に応じた「ケア」も含めたあらゆる生活分野における処遇や「社会参加の機会の平等」が保障され、「自己実現」できる社会、みんなが幸せに安心して自分らしく生きることができるようなコミュニティを創造することにあります。

このことは、「人権の世紀」を迎えている今日の日本社会の課題でもあり、人権教育・啓発は、このような「人権尊重のまちづくり」の主体（担い手）を育成することです。人権について学ぶことは、そのための第一歩となります。

自己実現と幸福追求が満たされる「人権尊重のまち」をつくりあげることができるかどうかは、一人ひとりの市民の意識と具体的な行動にかかっています。民主主義の基礎概念としての「自由と規律」、「権利と責任」や、研ぎ澄まされた人権感覚、人権と人権問題に対する強い関心と積極的な態度、実効ある行動力と問題解決のための具体的な行動につながる技能などを生涯にわたる学習によって育むことにより、自分たちの住むまちを「自己実現と幸福追求のまち」へと築きあげていくた

めにも、行政や学校、企業・民間団体などに期待される役割を明確に示すことが重要です。

日本の人権教育・啓発を担ってきた同和教育の理念も、全ての子どもを目線に立って、一人ひとりの尊厳を大切にし、社会的身分や門地、性別、障がいの有無に関係なく、全ての子どもに対して、心身の健全な育成や、社会への参加の基礎としての学習権の確立を目指すことにありました。さらに、全ての子どもに対して、他の人々の尊厳と権利を尊重する人権感覚を養い、日本における最も深刻かつ重要な人権問題である同和問題についての正しい理解と問題解決への積極的な関心と態度を育成することを目標としていました。

『基本計画』においても、この同和教育の基本的な理念を引き継いでいく必要があります。

3. 人権教育・啓発の進め方について

(1) 人権の重要課題についての現状等

人権教育・啓発には、「個人の尊重」、「法の下での平等」といった人権全般に共通する視点からアプローチする方法と、「同和問題」、「女性の人権」、「子どもの人権」といった個別の視点からアプローチする方法とがあります。人権尊重についての理解を深めるためには、この両者のアプローチはいずれも重要かつ必要不可欠なものであり、単に、人権尊重の重要性を市民に訴えかけるだけでなく、具体的な人権問題をテーマとして取り上げることが重要です。

現在、日本には様々な人権問題が存在していますが、本市では、平成28年（2016年）に改定された『熊本県基本計画』を踏まえつつ、これまで取り組んできたことや今後取り組むべきことをしっかりと課題として取り上げることとし、女性、子ども、高齢者、障がい者、同和問題、外国人、感染症・難病等、犯罪被害者等、インターネットなどをめぐる人権問題を、引き続き重要課題として位置づけています。

このような様々な人権問題が生じている背景としては、人々の中に見られる同質性・均一性を重視しがちな性向や非合理的な因習的意識の存在だけでなく、人権尊重の理念についての正しい理解やこれを実践する態度がいまだ十分に定着していないこと等が挙げられます。また、国際化、情報化、少子高齢化等の社会の急激な変化なども、その要因になっています。

それぞれの人権問題について正しい知識を身につけるとともに、自らの問題としてとらえ、具体的な行動につなげていくという積極的な姿勢が求められています。

①女性の人権

【背景・経緯】

性差別の解決に向けた世界的な取組の流れを受けて、国際的な取組と連動しながら、我が国でも独自の問題解決のための様々な取組が行われてきました。

第二次世界大戦後の一連の改革の中で婦人参政権が実現するとともに、昭和21年（1946年）に制定された『日本国憲法』に基づき、家族や教育など女性の地位の向上にとって最も基礎的な分野で法制上の男女平等が明記され、これにより女性の法制上の地位は大きく改善されました。

その後、「国際婦人年」である昭和50年（1975年）には『世界行動計画』が採択され、昭和54年（1979年）の国連総会において、女子に対する差別を撤廃し、男女平等原則を具体化するための条約として『女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約』が採択されました。日本では、これを契機に『男女雇用機会均等法』などが整備され、昭和60年（1985年）に同条約を批准しました。

平成7年（1995年）の「第4回世界女性会議」で採択された『北京宣言及び行動綱領』や、平成8年（1996年）に男女共同参画審議会が答申した『男女共同参画ビジョン』を踏まえ、平成8年（1996年）には、国において『男女共同参画2000年プラ

ン』が策定され、女性の個性と能力が十分発揮できるようにするための政策の更なる推進を図りました。

さらに、『日本国憲法』に謳^{うた}われている法の下での男女平等を具体化する包括的な法として平成11年（1999年）には、『男女共同参画社会基本法』が制定され、男女共同参画社会形成を国の最重要課題の一つとして取り上げることが明記されました。国は同法に基づいて、平成12年（2000年）に『男女共同参画基本計画』を策定し、現在は、『第4次男女共同参画基本計画』（平成27年（2015年））に基づき、取組が進められています。

平成11年（1999年）、『改正男女雇用機会均等法』にセクシュアル・ハラスメント(*2)に関する規定が盛り込まれ、平成18年（2006年）及び平成26年（2014年）には間接差別の禁止やセクシュアル・ハラスメントの防止についての規定の強化がなされています。また、平成12年（2000年）には『ストーカー行為等の規制等に関する法律』が、平成13年（2001年）には『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律』（通称：『DV防止法』）が制定されました。『DV防止法』は、平成16年（2004年）の改正で「配偶者からの暴力」の定義の拡大等が、平成19年（2007年）の改正で裁判所の「保護命令」の対象の拡大等が図られ、また平成25年（2013年）の改正では、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても、配偶者からの暴力及びその被害者に準じて、法の適用対象とされることとなるなど、女性の人権に関する法制度は着実に整備されつつあります。

【現状・課題】

県においては、平成13年（2001年）に『熊本県男女共同参画計画－ハーモニープランくまもと21－』を策定し、平成14年（2002年）から『熊本県男女共同参画推進条例』が施行されました。

本市においても、平成15年（2003年）に『宇土市男女共同参画推進計画』を策定し、平成16年（2004年）から『宇土市男女共同参画推進条例』が施行されています。

また、平成23年（2011年）に『第2次宇土市男女共同参画推進計画』を策定、平成31年（2019年）には『第3次宇土市男女共同参画推進計画』を策定し、男女共同参画社会の形成に向けた各種の施策を推進しています。

このように、法の下では女性の人権を守る様々な制度が整備され、女性が社会に進出し、あらゆる分野で活躍する姿が多く見られるようになりましたが、依然として、日本古来の社会的・文化的背景があり、就業環境、家事・育児・介護の負担、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス（DV）(*3)など課題も多く残されているのが現状です。

男女共同参画の実現に当たっては、性差別意識や固定的な性別役割分担意識を解

消することが課題となっています。社会の動きとともに、本市においても、男女平等や男女共同参画の理念は着実に浸透しつつありますが、その一方で、平成29年（2017年）に実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」によると、依然として市民の27.9%が「男は仕事、女は家庭」などと性別によって役割を固定することに「同感する」又は「どちらかといえば同感する」と答えており、一層の意識改革が求められています。性差別意識や固定的な性別役割分担意識は、女性の人権を侵害する様々な問題につながっており、セクシュアル・ハラスメントやストーカー行為（*4）、ドメスティック・バイオレンス（DV）、性犯罪など、女性に対する暴力や人権侵害もこれらの意識に起因すると言われてしています。

平成29年度（2017年度）の本市のDV相談件数は8件となっています。女性に対する暴力は、女性の基本的な人権を踏みにじるものであり、また、DVが行われている家庭においては、被害者本人のみならず、子どももまた身体的被害や心理的被害を受けている場合が多く、その根絶に向けた取組は大変重要です。暴力を未然に防ぐための意識啓発活動とともに、被害女性を支援するための相談体制の充実、一時保護や母子生活支援施設等への入所を含めた関係機関との連携強化など、女性の保護と自立支援のための取組が求められています。このため、「要保護児童対策及びDV対策地域協議会」を設置し、連携体制の強化を図っています。

性差別意識や固定的な性別役割分担意識は、女性の社会参画や男女それぞれの幅広い生き方の選択も妨げています。本県は全国と比較すると女性の雇用者の割合が比較的高く、出産・育児期に働く女性の割合も高くなっていますが、年齢階層ごとに女性の就業率を見ると、出産・育児期の就業率が落ち込んでいます。

その要因としては、育児負担が女性に偏っていることや就業環境などが挙げられます。仕事と家庭・地域生活の両立のため、就業意欲のある女性が継続して働ける就業環境の整備や育児・介護サービスの充実を図る必要があります。加えて、職場優先意識の解消や、男性の家庭・地域生活への参画など、男性も含めた働き方の見直しを進める必要があります。

また、政策や重要な方針を決定する場への女性の参画については、例えば、本市における審議会等委員への女性の登用率は、30.4%（平成30年3月末時点）であり、以前と比べ増えてきてはいますが、決して十分なものとは言えません。また、本市女性公務員の役職登用状況は33.3%（平成30年4月現在）に過ぎず、実態としては、なお男女間の明確な格差が見られます。女性がそれぞれの能力を十分に発揮できるよう、行政、企業や各種団体などにおいて、政策、方針決定の場への女性の参画の拡大を図るとともに、女性の進出が少ない分野において新たに活躍の場の拡大を図る必要があります。

平成12年（2000年）の国連特別総会「女性2000年会議」では、女性の人権を保障するため、全ての男女は肉体的、精神的、社会的にも良好な状態で、安全で満足のある性生活を送り、子どもを産むか産まないか、いつ産むか、何人産むかを定める自由と権利を持つという「性と生殖に関する健康・権利」（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）(*5)を尊重する取組の重要性が指摘されています。女性の生涯にわたる健康支援に向け、女性特有の様々な悩みに対し、それぞれの事情に応じた支援策を充実させる必要があります。

女性の人権については、まだ様々な課題が残っているのは事実ですが、女性を取り巻く問題に対する社会の取組は、近年の多様な社会情勢を背景として急速な進展を遂げています。それに伴い、社会の関心も大きく、女性が更に飛躍する大きなチャンスを迎えているのもまた事実です。

今後も、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指していきます。

②子どもの人権

【背景・経緯】

子どもの人権については、『日本国憲法』や『児童福祉法』において、子どもの人権の尊重や福祉の保障といった基本理念が示され、また、昭和26年（1951年）に制定された『児童憲章』において、「児童は、人として尊ばれる」、「児童は、社会の一員として重んぜられる」との宣言がなされています。その後、平成6年（1994年）に『児童の権利に関する条約』（以下『こどもの権利条約』という。）が批准された後、平成11年（1999年）に『児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律』が制定され、その目的として初めて「児童の権利の擁護」が明記されました。平成12年（2000年）には『児童虐待の防止等に関する法律』が制定されています。

『児童虐待の防止等に関する法律』及び関係法令においては、虐待という重大な権利侵害から子どもを守り、子どもが心身ともに健全に成長し、社会的に自立できるよう、これまでも法改正が行われ、児童虐待(*6)防止対策の強化が図られてきています。

平成23年（2011年）には、児童虐待の防止等を図り、子どもの権利利益を擁護する観点から、虐待等をした保護者の親権の停止制度の創設といった『民法』の改正や、里親等に預けられている子どもや一時保護中の子どもに親権者がいない場合は、児童相談所長が親権を代行するなどの内容で『児童福祉法』の改正がなされています（平成24年（2012年）施行）。

平成25年（2013年）に制定された『いじめ防止対策推進法』では、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与え、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることを鑑み、国や地方公共団体等の責務を明らかにし、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することが示されています。

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図ることを目的とした『子どもの貧困対策の推進に関する法律』が平成25年（2013年）に制定されています。

【現状・課題】

少子化や核家族化の進行、家庭や地域の子育て力の低下等、子どもを取り巻く環境は大きく変化しています。さらに、テレビゲーム等の普及により異年齢間での触れ合う機会が少なくなり、社会性や協調性が育ちにくくなっています。このような中、それぞれの家庭はもちろんのこと、子どもを取り巻く地域社会、学校、行政、市民など、社会全体で子どもを支えていくことが必要となっています。

家庭においては、経済的な問題や地域における人間関係の希薄化などに伴う育児不安や育児ストレスの増大等により、児童虐待事案は本市においても依然として発生しています。

今後も広く市民に対し、児童虐待の通告義務等の啓発に努めるとともに、児童虐待の発生予防・早期発見を図るため、児童相談所をはじめ、福祉・医療・教育・警察等の関係機関との連携による支援などを引き続き進める必要があります。

学校においては、いじめや不登校など児童生徒に関わる問題が、依然として残っています。このため、宇土市適応指導教室「ほっとスペース」や各中学校に配置されている「心の教室相談員」の活用を更に進めるとともに、県派遣のスクールカウンセラーや、不登校支援サポーター、スクールソーシャルワーカーとの連携を充実させていく必要があります。

地域社会においては、『子どもの権利条約』の周知などの取組を通じて、子どもの権利に対する市民の意識も徐々に高まっているものの、より一層啓発に努める必要があります。このため、民生委員・児童委員や主任児童委員、家庭相談員等、子どもの人権問題にも深く関わる取組をしている関係者の方々の資質の向上を通じて、子どもの権利に関する市民への啓発に取り組む必要があります。

今後も、子どもの人権を守り、子どもたちが社会的に自立していけるよう、保護者だけが子育てに関わるのではなく、行政はもちろん、学校、企業、地域社会、市民等がそれぞれの役割を果たし、更に相互に協力し合い、社会全体で子どもの健全な成長を支えるための体制を充実させていきます。

③高齢者の人権

【背景・経緯】

日本の高齢化率（総人口に占める65歳以上の人口の割合）は27.3%（平成28年（2016年））で、今後も高齢化が急速に進展すると予測されています。その一方、国民の意識や社会のシステムの対応は、高齢化の進展の速度に比べて遅れており、高齢化社会にふさわしいものとなるよう早急な見直しが求められています。

平成7年（1995年）には『高齢社会対策基本法』が制定され、年金、医療、福祉、教育、社会参加、生活環境等、総合的な高齢社会対策が進められてきました。

また、高齢者への虐待が近年深刻な問題となっており、平成17年（2005年）には『高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律』（通称：『高齢者虐待防止法』）が制定されました。

高齢者の人権に関わる問題に対しては、高齢者の尊厳の保持の観点から、高齢者にも自己決定権があることなど、何よりも高齢者の意思が尊重される社会の構築を図ることを基本とし、身体的・精神的な虐待や高齢者の有する財産権の侵害などを防止する必要があります。また、年齢だけで高齢者を別扱いする制度、慣習等の見直しを図る必要があります。

【現状・課題】

本市の高齢化率は28.4%（平成29年度（2017年度））です。2020年度には29.6%に達することが予測され、今後の高齢化社会に向けて、高齢者が住み慣れた地域でいつまでも個人としての尊厳を維持しながら、自立した生活を送ることができる社会の構築が必要となってきます。

本市ではこの問題に対応するため、平成27年（2015年）に策定した『第5次宇土市総合計画後期基本計画』において総合的な高齢者福祉の推進について明記するとともに、平成28年（2016年）には、高齢者や障がい者などの分野にとらわれない横断的な取組を進めることを明らかにした『宇土市地域福祉計画』を策定しました。

また、平成30年(2018年)には、『第7期宇土市高齢者福祉計画・介護保険事業計画』を策定し、『住み慣れた地域で暮らし続けることができる支え合いの心豊かなまちづくり』を目指して、行政と市民等との協働により計画を推進しています。

認知症対策については、高齢者数の増加に伴い、認知症高齢者が更に増加していくことが予測されることから、認知症になっても住み慣れた地域で安心して生活することができ、介護する家族も安心できるようにしていくために、市全体で認知症に対する理解の促進を図るとともに、必要なサービスが適切な段階で受けられることが重要です。

このため、地域における関係機関との連携や地域住民の理解を促進し、早期発見・早期対応につなげていくと同時に、地域包括支援センターや認知症疾患医療センター等と連携して認知症に関する支援体制の充実を図ります。

高齢者の虐待防止機能の強化について、地域包括支援センター(*7)や警察、民生委員等との連携を強化し、高齢者虐待の早期発見・支援体制を整備するとともに、高齢者虐待に関する情報の共有化に努めています。また、弁護士・司法書士等で構成される専門チームとの連携を強化することで、虐待ケースに対するあらゆる面から解決を図っています。

また、認知症高齢者をはじめとする高齢者の権利擁護・虐待防止の取組としては、関係機関との連携強化と成年後見制度(*8)の一層の活用を図ります。

高齢者の周りには、意識面などをはじめとする様々な障壁が存在しており、高齢者の自立と社会活動への参加が阻まれている状況があります。そのため、バリアフリー(*9)等を進めるとともに、高齢者が安心して生き生きと暮らせるやさしいまちづくりに取り組む必要があります。

本市においては、公営住宅の改良・改善や公共施設の整備に当たっては、高齢者や障がい者の生活に配慮するとともに『高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律』（通称：『新バリアフリー法』）に沿った環境づくりに努めています。

今後は、高齢者が意欲と能力に応じて働き続けることができ、更に地域社会に貢献できるよう、就労支援のための施策や、ボランティア活動等、社会参加へのきっかけとなる事業の充実を図る必要があります。

④障がい者の人権

【背景・経緯】

障がい(*10)者の人権については、国連において昭和50年（1975年）に『障害者

の権利宣言』が採択されたことを契機として、障がい者の社会への完全参加と平等の確保が各国に呼び掛けられました。

日本においても、平成5年（1993年）に障がい者の自立と社会参加の促進を図るため、『心身障害者対策基本法』を改め『障害者基本法』が制定され、総合的かつ計画的な施策を推進しています。

また、平成17年（2005年）に、身体・知的・精神の3障がいの枠組みでは的確な支援が困難であった発達障がい者（*11）に対して一体的な支援を行う『発達障害者支援法』が、平成18年（2006年）には、それまで3障がいの種別ごとに異なる法律に基づいて自立支援の観点から提供されてきた福祉サービスや公費負担医療等について、共通の制度の下で一元的に提供する仕組みを創設する『障害者自立支援法』が制定されました。

その後、関係法の改正や2013年（平成25年）に制定された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（通称：『障害者差別解消法』）」において、「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共生する社会の実現を目指す」と規定されました。このことから、障がい者に対する正しい知識の普及や日常的なふれあいを通じた相互理解の促進などが求められています。

【現状・課題】

障がいのある人、ない人にかかわらず誰もが安心して暮らせる社会をつくるには、市民一人ひとりが障がいや障がいのある方に対する理解を深めることが必要です。

平成29年度（2017年度）の宇土市障がい者実態調査報告書によると、市全体として障がいへの理解が深まっていると感じている人の割合は、26.0%に留まっており、逆に、理解が深まっていないと感じている人の割合は、16.2%となっています。特に精神障がい者の回答では、理解が深まっていると考えている人の割合が21.0%に留まっており、障がい種別によっても評価に大きな差があります。

具体的には、「交通機関や施設の整備」（14.3%）、「仕事や収入」（13.4%）、「まちかどでの人の視線」（8.7%）などで障がい者への差別や偏見があると感じるとの回答が多く、障がいのある人が人権を尊重されていると実感できるまちづくりのために、今後も障がいについての正しい理解を広めていくことが必要であることが分かります。

障がい者を取り巻く問題については、これまでも「ノーマライゼーション」（*12）の理念に基づき、障がい者が安心して暮らせるまちづくりを目指し、様々な取組を進めてきました。しかし、障がい者に対する正しい理解がないことから、多くの課題が発生しています。さらに、家庭や施設での人権を侵害するような行為や障がい

者に対する財産の侵害，障がい者を狙った犯罪なども発生し，障がい者を取り巻く環境は，大きく変化してきています。

障がいは特別なものではなく誰にでもあり得る身近なことです。日常の暮らしの中で，障がい者の主体性・自立性が尊重され，社会へ積極的に参加し，その能力が十分発揮できるよう，家庭や地域，関係機関等のネットワークを充実させるとともにあらゆる機会を通して啓発活動を展開するなど，障がいについての正しい理解を促進する必要があります。

また，障がい者の権利を擁護するために成年後見制度の普及啓発にも取り組む必要があります。

本市では，平成19年（2007年）に『宇土市障がい者プラン・第1期障がい福祉計画』を策定し，障がい者及び障がい児が自立した生活を営むことができるよう障害福祉サービスの提供体制の確保等に取り組んできました。そして，平成30年（2018年）には『宇土市第3期障がい者プラン・宇土市第5期障がい福祉計画・宇土市第1期障がい児福祉計画』を策定しました。また，『障害者差別解消法』の施行に伴い，平成30年（2018年）に障がい者に対する市の責務を定めた『宇土市における障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領』を策定しました。「障がいのある人もない人も生き生きと安心して暮らせるまちづくり」を基本理念とし，ともに安心して暮らせる社会の実現を目指しています。

教育面については，『学校教育法』等が一部改正され，平成19年（2007年）に「特別支援教育」がスタートしました。特別支援教育は，障がいの有無や個々の違いを認識しつつ，一人ひとりのニーズに対応し，保健・医療・福祉・教育の連携を強化し，身近な地域で専門的な支援を受けることができる体制の整備を図る必要があります。

また，児童生徒一人ひとりの発達程度，適応の状況等を勘案しながら，必要に応じて柔軟に学びの場を変更できることを共通理解していくことが重要です。定期的に教育相談や個別の教育支援計画に基づく関係者による会議などを行い，総合的な観点から就学先を変更できるようにしていくことが大切です。

障がい者が，地域で生き生きと安心して暮らすことができるようにするためには，地域社会が障がい者に対する差別や偏見をなくし，障がいや障がい者のことを正しく理解しなくてはなりません。そのためには，相互の理解を深め正しい知識の普及に努めていく必要があります。本市でも『宇土市第3期障がい者プラン・宇土市第5期障がい福祉計画・宇土市第1期障がい児福祉計画』に沿った施策を展開しています。

⑤同和問題

【背景・経緯】

同和対策審議会答申(*13)では、「同和問題とは、日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の集団が経済的、社会的、文化的に低位の状態におかれ、現代社会においても、なお著しく基本的人権を侵害され、特に、近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという、もっとも深刻にして重大な社会問題である」と述べています。

また、その答申の中で「同和問題の解決は国の責務であると同時に国民的課題である」との基本認識を明らかにし、国や地方公共団体の積極的な対応を促しました。

この答申を踏まえ、昭和44年（1969年）には、同和対策関係の最初の特別措置法として『同和対策事業特別措置法』が制定されました。その後、この法律も含め3本の特別措置法に基づき、33年間にわたって、生活環境の改善、産業の振興、安定就労の促進、教育の充実、人権擁護活動の強化、社会福祉の増進といった基盤整備が総合的に進められるとともに、差別意識をなくすための教育・啓発などの取組が行われてきました。

しかしながら、全国的に、今なお誤った意識から、差別発言や結婚差別に加えて、インターネット上の差別的な書き込みや市町村への土地差別調査、あるいは、一部の司法書士等による戸籍謄本等の不正取得などの事案が発生しています。

このような状況の中、平成28年（2016年）12月には、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であるとして、『部落差別の解消の推進に関する法律（通称：『部落差別解消推進法』）』が施行されました。この法律では、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的としています。

【現状・課題】

同和問題は、日本固有の人権問題であり、日本国憲法が保障する基本的人権の侵害に関わる重大な問題です。

本市においても、同和問題の解決を重要課題として位置づけ、これまで各種の取組を行ってきました。平成8年（1996年）には、『宇土市人権擁護に関する条例』を制定し、部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくし、人権擁護の意識を高め、

平和で明るい地域社会の実現を目指して、施策を推進してきました。また、平成21年（2009年）には、『宇土市教育立市プラン』（宇土市教育振興基本計画）を策定し、平成26年（2014年）に策定した『宇土市教育立市プランⅡ』（第2次宇土市教育振興基本計画）においても、具体的施策の柱に、「人権教育・啓発の推進」を引き続き掲げています。今後も、市民一人ひとりが同和問題に対する正しい理解と認識を深めることができるよう、地域での細やかな啓発活動を一層推進していきます。

⑥外国人の人権

【背景・経緯】

『日本国憲法』では、権利の性質上、日本国民のみを対象としていると解されるものを除き、日本に在留する外国人についても、等しく基本的人権を保障しています。

近年の国際化の進展に伴い、日本に在住あるいは訪問する外国人が増えていますが、就労差別や入居・入店拒否など日常生活において差別事案が発生しています。

また、国内では、特定の民族や国籍の人々を排斥するいわゆるヘイトスピーチと呼ばれる誹謗中傷や差別的な事案が見受けられます。こうした言動は、人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を生じさせることにもつながりかねません。

これらの差別事案発生背景としては、日本の歴史的経緯や地理的条件に加え、諸外国の文化や慣習への理解不足からくる外国人に対する偏見や差別意識の存在などが挙げられます。

国においては、平成28年（2016年）に本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することを目的として『本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（通称：『ヘイトスピーチ解消法』）』が制定されています。

【現状・課題】

本市における外国人登録者数は、平成30年（2018年）6月末現在で191人となっています。ここに暮らす全ての外国人に対しての支援や生活しやすい環境が更に整備・促進されるよう、今後行政だけでなく、学校、企業・民間団体、市民等が外国人の人権についての関心をより一層高め、国籍や民族の違いを超えた、外国人が、安心して暮らしていける地域づくりを進めていく必要があります。

また、文化の違いなどによる外国人に対する偏見や差別を解消するためにも、様々な活動を通して交流を深め、相互理解につなげることが重要であり、そのためには、市民一人ひとりが職場や地域社会の中で国際人としての意識を持ち、国際理

解を深めることが必要です。更にお互いが、同じ地域社会を構成する市民として共に生きることができるように、言葉や習慣の違いを認め合い、それぞれの民族が異なった歴史や文化を持つことを尊重することも必要です。

⑦感染症・難病等をめぐる人権

(ア) HIV感染症等をめぐる人権

【背景・経緯】

医学的に不正確な知識や思い込みによる過度の危機意識により、感染症患者に対する偏見や差別意識が生まれ、患者や家族等に対する様々な人権問題が生じています。

感染症については、まず、予防及び治療といった医学的な対応が不可欠であることは言うまでもありませんが、それとともに、患者や家族等に対する偏見や差別意識の解消等、人権尊重の視点も重要です。平成10年（1998年）には、患者の人権尊重と良質かつ適切な医療の提供、迅速かつ的確な対応を行うため、『感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律』が制定されました。

HIV感染症とは、HIV（ヒト免疫不全ウイルス）に感染している状態で、エイズ（後天性免疫不全症候群）とは、HIV感染症が進行し、身体の免疫力が徐々に低下することによって、ニューモシスチス肺炎などのエイズに特徴的な疾患が重複して引き起こされる状態です。

エイズは、昭和56年（1981年）、アメリカ合衆国での発症例が最初の報告です。また、日本においては、昭和60年（1985年）に最初の患者が発見されてから、身近な問題として取り上げられるようになりました。

【現状・課題】

平成26年（2014年）末現在、県内におけるHIV感染者・エイズ患者の届出件数は、感染者74人、患者54人（全国では感染者16,903人、患者7,658人）となっています。

これらの感染経路を見ると、平成26年（2014年）のエイズ年報では、性的接触によるものが感染者の88.7%を占めています。また、（一財）日本性教育協会による青少年の性に関する調査（平成23年（2011年））では、性交経験率が中学生：男子3.8%、女子4.8%、高校生：男子15.0%、女子23.6%、大学生：男子54.4%、女子46.8%と高校生、大学生に関しては減少傾向ですが、低年齢化も見られるため、学校教育におけるエイズ教育の取組や、若者を中心としたエイズ感染防止のための啓発が必要であり、市民一人ひとりがエイズに対する正しい知識を身に付け、理解を深めるとともに、HIV感染者・エイズ患者が社会に受け入れられ、自立した生活

を送ることができるよう、普及・啓発を進める必要があります。

(イ) 難病等をめぐる人権

【背景・経緯】

難病とは、発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とする事となる疾病をいいます。

難病は、経過が慢性にわたるため、経済的な問題のみならず介護等を要する場合には家族の負担が重く、精神的な負担も大きいものがあります。

また、難病はその種類も多く様々な病気の特徴があり、個人差があるため、自立生活が送れなかったり生命の維持が困難なものばかりではありません。一方で、疾患により外見が変化していたり、視覚障がい、肢体不自由等による行動上の変化があるなどして、一見して病気とわかる場合もあれば、外見上はあまり変化がなく、全く健康な人と変わらない場合もあります。そのため、患者の中には、病気に対する無理解や偏見により、心ない言葉をかけられるなど、就学、就労、結婚等社会生活のあらゆる場面で差別を受け、中には、病気を周囲に隠している人も少なくなく、こうした差別や偏見を払拭することが必要です。

これまでの難病対策は、法律等に基づくものではありませんでしたが、平成27年（2015年）に『難病の患者に対する医療等に関する法律』及び『児童福祉法の一部を改正する法律』が施行されました。これにより、医療費助成制度や患者の療養生活支援等に関して、法律に基づき実施されることになりました。

【現状と課題】

平成17年には「熊本県難病相談・支援センター」が開設され、地域で生活する難病患者やその家族の日常生活における相談・支援の取組が行われています。

また、保健所では、『難病の患者に対する医療等に関する法律』に基づき、医療、福祉、教育、雇用に関連する職務に従事する者等により構成される難病対策地域協議会を設置し、地域における難病患者への支援について情報を共有し、関係機関との連携が図られています。

難病患者等の人権が尊重され、個人の尊厳をもって、地域社会において安心して暮らすことができるような社会を実現するために、難病についての正しい知識の普及啓発に取り組む必要があります。

⑧ 犯罪被害者等の人権

【背景・経緯】

国際的な動向としては、昭和60年（1985年）の国連総会において、犯罪被害者等

への情報提供、適切な援助の提供、プライバシーの保護などを刑事司法機関に求めた『犯罪及び権力濫用の被害者のための司法の基本原則宣言』が採択されています。

国内においては、三菱重工業ビル爆破事件（昭和49年（1974年）8月）（*14）を契機として、犯罪の被害者や遺族に対する経済的救済制度創設の気運が高まり、昭和55年（1980年）に『犯罪被害者等給付金支給法』が成立し、平成16年（2004年）に、『犯罪被害者等基本法』が制定されました。

【現状・課題】

県においては、被害を受けた場合に必要な支援が受けられるよう、また犯罪被害に対する県民の理解が深まるよう、平成20年（2008年）に『熊本県犯罪被害者等支援に関する取組指針』が策定され、本市では、犯罪被害者等からの相談や問合せに対応するため総務課に担当窓口を設置しました。

犯罪被害者等は、犯罪等による直接的な被害のみならず、犯罪等によって生じる精神的な被害や治療費の支出などに伴う経済的な被害を受けるほか、近隣住民等周囲の人々の言動や報道機関による取材及び報道により二次的被害を受ける場合があります。更に苦しんでいる状況にあります。

このため、犯罪被害者等に対しては、刑事司法手続、保護手続及び被害回復のための諸制度に関する情報の提供を受けられることができるような環境整備が必要であるとともに、二次的被害の防止、軽減及び回復並びに再被害の防止に向けた取組を強化する必要があります。

平成15年（2003年）には、犯罪被害者等に対する支援活動を専門的に行う団体として「（社）熊本犯罪被害者支援センター」が設立されました。この団体は、平成21年（2009年）12月から名称変更され「（公社）くまもと被害者支援センター」（*15）となりました。

今後も、同センターを中核とした、行政、司法、医療・福祉、教育等の関係機関・団体との連携強化による支援体制の充実を図っていく必要があります。

犯罪被害者等の人権が尊重された社会環境を醸成するためには、社会全体が一体となった取組を行うことが重要です。そのため、本市における担当窓口は、国、県及び市内の関係部署と連携を図りながら、総合的な対応窓口として相談・情報提供、啓発活動に取り組む必要があります。

⑨インターネットによる人権侵害

【背景・経緯】

情報化社会の進展に伴い、近年、インターネットは急速に普及してきました。

インターネットは、自由なコミュニケーションが可能であること、膨大な量の情報を簡単に利用できること等の利便性をもたらす一方で、同和問題にかかる人名・地名等に関する差別的書き込みや個人情報の不正な取扱い、信用情報等の流出、出会い系サイトに関するトラブル、青少年に有害なサイトの氾濫などが生じています。

国は、平成14年（2002年）に『特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律』（通称：『プロバイダ責任制限法』）を施行（平成25年一部改正）し、インターネット等による情報の流通で権利の侵害があった場合の業者の責任範囲や被害者がプロバイダやサーバー管理者等に対して、発信者情報の開示を請求する権利等を定め、インターネット利用者の権利保護に取り組んでいます。

また、平成15年（2003年）には『インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律』（通称：『出会い系サイト規制法』）を施行（平成26年一部改正）し、出会い系サイトの利用に起因する児童買春やその他の犯罪からの児童の保護に取り組んでいます。

さらに、平成21年（2009年）に『青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律』（通称：『青少年インターネット環境整備法』）を施行し、民間による自主的・主体的な取組を尊重しながら、青少年自身がインターネットを適切に活用する能力を習得し、フィルタリングサービス（注1）の活用により有害情報の閲覧の機会を少なくすることを基本理念とすること等、青少年がインターネットを利用する際の権利保護に取り組んでいます。

【現状・課題】

インターネットが急速に普及する中、その匿名性を悪用して、他人を誹謗中傷する、差別を助長した情報や載せる、あるいは他人のプライバシーに関わる情報を公開するなどの行為がみられます。

また、インターネットや従来型の携帯電話に加え、スマートフォン（多機能携帯電話）の急速な児童生徒への普及に伴い、ネット上の掲示板や電子メールを利用した誹謗中傷やいじめ（「ネットいじめ」）、出会い系サイト、ソーシャルネットワークサービス（注2）（通称：SNS）など、様々なコミュニケーションサイトに関係した問題が発生しています。

こうした現状を踏まえ、県では平成19年（2007年）には、『熊本県少年保護育成条例』が改正され、少年がインターネット上の有害情報を閲覧し、又は視聴することを防止するため、フィルタリングソフトの活用等が進められています。

また、平成25年（2013年）に策定した『熊本県情報化施策推進方針』の中で、地域情報化の基本方針として、情報セキュリティの確保とICT（注3）を有効活用できる人材の育成に取り組んでいます。

このような全ての人が、インターネット上でもルールやマナーを守り、自他を大切に
する人権意識を高めていくための様々な取組が必要となります。

(注1) フィルタリングサービス：インターネットのページを一定の基準によ
り、子ども向けの健全なサイト等「表示してよいもの」と、出会い系サ
イトやアダルトサイト等「表示禁止のもの」などに分ける機能

(注2) ソーシャルネットワーキングサービス：利用者間のコミュニケーション
を目的としたフェイスブック等の会員制サービス又はサービスを提供
するウェブサイト

(注3) ICT (Information and Communications Technology)：インターネ
ットや携帯電話等の情報通信技術を表す。英語としては「IT」と「I
CT」があるが、国際的には、欧州や中南米、アジアの各国及び国連を
はじめとする各種国際機関において「ICT」の語が広く定着している。
総務省の情報通信白書においても用いられている。

こうしたインターネットによる人権侵害を未然に防ぐため、学校においては、教
職員の意識の向上を図りながら、情報に関する教育をはじめ、総合的な学習の時間
等、様々な学習機会を捉え、インターネット上の違法・有害情報やネットワーク犯
罪への対応方法等についての学習を推進しています。

さらに、情報教育を通じて、あふれる情報の中から正しい情報を主体的に判断で
きる能力の育成や、確かな人権感覚に基づくモラルを身につけさせるよう努めてい
きます。

⑩様々な人権課題

(ア) 水俣病をめぐる人権

日本における公害の原点といわれる水俣病は、昭和31年(1956年)に、水俣市で
その発生が公式に確認されました。水俣市にあるチッソ(株)(当時「新日本窒素肥
料(株)」)水俣工場から、化学製品の原料(アセトアルデヒド)の製造工程で副生
したメチル水銀が工場排水とともに排出され、そのメチル水銀を取り込んだ魚介類
を人々が知らずにたくさん食べたことが原因で、水俣病が発生しました。

水俣病の主な症状としては、両手両足の感覚障がいや視覚・聴覚障がい、運動失
調等があります。また、妊娠している母親の体内に入ったメチル水銀が、胎盤を通
して胎児へ取り込まれ、生まれながらに水俣病の症状を有する胎児性水俣病もあり
ます。

水俣病問題は、健康被害をもたらしたばかりでなく、いわれのない偏見や差別の
問題を生じさせました。

そして、今なお、「水俣」というだけで特別な目で見られ、県外で水俣出身を語

れないなど、水俣病被害者、又は水俣病発生地域に対する偏見や差別の問題が存在しています。

偏見や差別解消のためには、水俣病が伝染病、遺伝病、風土病でないことや、きれいな海がよみがえったことなど、水俣病に関する正しい知識を広め、理解を深めていくことが必要であり、引き続き、水俣病の情報や教訓等を広く発信していくなどの啓発活動に取り組む必要があります。

現在、水俣病問題について学ぶために、「水俣市立水俣病資料館」(*16)や「国立水俣病情報センター」(*17)等が建設され、水俣病に関する資料やパネル・写真の展示等が行われています。水俣病資料館では、実際に水俣病やそれに伴う差別を語り継いでいる「水俣病資料館の語り部の会」のみなさんの体験談を聴くこともできます。

(イ) ハンセン病回復者等の人権

ハンセン病は、「らい菌」という細菌による感染症ですが、飲食・入浴等の日常生活では感染しないにもかかわらず、日本では、明治時代から誤った隔離政策がとられてきました。平成8年(1996年)の『らい予防法の廃止に関する法律』の施行により、強制隔離政策はようやく終結することとなりました。ところが、「ハンセン病療養所」入所者の多くが、社会における根強い偏見に加え、高齢化などにより、療養所を退所することが困難な状況にあり、現在も多くの人が療養所で暮らしています。県内においても、入所者の社会参加の妨げとなるような宿泊拒否事件(*18)が発生するなど、依然として偏見や差別は根強く残っているため、引き続き、正しい知識の普及啓発に取り組む必要があります。

平成13年(2001年)5月11日、ハンセン病元患者等に対する国の損害賠償責任を認める判決が確定しました。また、平成20年(2008年)には、『ハンセン病問題の解決の促進に関する法律』が成立し、ハンセン病であった者及びその家族の名誉の回復及び福祉の増進を図り、ハンセン病への差別や偏見のない社会の実現を目指すこととされました。

県には、全国最大規模のハンセン病療養所である「国立療養所菊池恵楓園」(*19)があり、221人(平成30年(2018年)5月1日現在)が暮らしています。

現在、菊池恵楓園では、園への訪問者や入所者自治会への講演依頼が増加するなど、県民との交流が進んでおり、園内には、入所者の歴史を伝えるとともに普及啓発や地域住民との交流を図る社会交流会館が設置されています。

(ウ) 刑を終えて出所した人等の人権

刑を終えて出所した人や執行猶予の判決を受けた人に対しては、社会に根強い偏

見や差別意識があり、本人に真摯な更生意欲があり、被害者心情に十分な理解を持っている場合でも、就職や居住等の面で社会に受け入れられず、現実には極めて厳しい状況にあります。また、その家族の人権が侵害されることもあります。

刑を終えて出所した人等が円滑な生活を営むことができるようにするためには、本人の強い更生意欲と併せて、家族、職場、地域社会など周囲の人々の理解と協力が欠かせません。

実社会の中での更生を支援するため、更生保護ボランティアと呼ばれる様々な人々が活動されています。特に、保護司（法務大臣から委嘱）をはじめとして、更生保護女性会（女性のボランティア団体）、協力雇用主（民間の篤志事業家）は、身近な存在として、それぞれの分野で更生保護を支えています。

刑を終えて出所した人等の自立が阻まれることのないよう、また、家族の人権が侵害されることのないよう、「社会を明るくする運動(*20)」等を通じて、偏見や差別の解消に向けた啓発活動に取り組む必要があります。

(エ) ホームレスの人権

ホームレスは、公園、河川等を起居の場所として日常生活を営んでいる人々ですが、経済状況の悪化や家族・地域住民相互のつながりの希薄化、社会的な排除等が背景となっていると言われていています。自立の意思がありながらホームレスとなることを余儀なくされ、食事の確保や健康面での不安を抱える等、健康で文化的な生活を送ることができない状況にあります。また、中には地域社会とのあつれきが生じ、苦情や嫌がらせ等が発生している状況も見受けられます。

ホームレス自らの意思で安定した生活を送ることができるようになるためには、その人らしい生き方を尊重しながら、住居や就職等の支援と併せて地域社会の理解が必要です。そのためには、ホームレスの実態（要因・背景・生活状況等）を住民が理解し、ホームレスに対する偏見や差別意識を解消することが必要です。

(オ) 性同一性障がい・性的指向(*21)をめぐる人権

生物学的な性である「からだの性」と、自分の性をどう認識するかという「こころの性」が一致しない性同一性障がい（厚生労働省仮訳「性別不合」）に関して、また、同性愛や両性愛等の性的指向に関して、市民の正しい理解が求められています。

性同一性障がい（厚生労働省仮訳「性別不合」）者は、日常生活の様々な場面において奇異な目で見られるなど精神的な苦痛を受けているとともに、就職をはじめ、自認する性での社会参加が難しいなど、社会の無理解や偏見のため不利益や差別を受けている状況にあります。このため、平成16年（2004年）に、『性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律』が施行され、性別適合手術を受けているなど一定の要件を満たした場合は、家庭裁判所の審判を経て戸籍上の性別を変更するこ

とができるようになりました。

さらに、平成20年（2008年）には、同法が改正され、戸籍上の表記等を変更できる条件が、「現に子がないこと」から、「未成年の子がないこと」に見直されました。

一方、性的指向とは、人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうかを示す概念を言います。

また、性同一性障がい（厚生労働省仮訳「性別不合」）と同性愛がよく混同されることがありますが、「自分の性をどう認識するか」と「どの性を性愛の対象とするか」とは別の問題です。

同性愛者や両性愛者の人々は、少数であることもあり、根強い偏見や差別があるため、当事者の多くは自らの性的指向や悩みを周囲に相談したり、公言して生活したりすることができにくい環境にあります。

このような人々の人権を守るためには、職場、地域社会などの周囲の人々が性に対する多様なあり方を認識し、理解を深めていくことが必要です。

（カ）拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害

平成14年（2002年）9月に平壤で行われた日朝首脳会談で、北朝鮮側が初めて当局による日本人の拉致を認めましたが、拉致問題は人間の尊厳、人権及び基本的自由に対する重大な侵害です。

この問題に関する国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携して対応していくことを目的として、平成18年（2006年）に『拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律』が施行され、国及び地方自治体の責務等が定められるとともに、毎年12月10日から16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」とすることとされました。

また、平成18年（2006年）9月には、生存者の即時帰国に向けた施策、安否不明の拉致被害者に関する真相究明及び同問題への戦略的取組等総合的な対策を機動的に推進するため、総理大臣を本部長とする「拉致問題対策本部」が設置されています。

さらに、拉致問題に対する国際的関心も高まっており、平成27年（2015年）12月の国連総会では、組織的に広範な人権侵害が続く北朝鮮の人権状況を非難する決議案が11年連続で採択されました。

一方で、無理解や誤解による在日朝鮮人の人々に対する嫌がらせなどの二次的被害も生じています。引き続きこの問題に対する正しい理解と認識を深めるために様々な啓発活動に取り組む必要があります。

（キ）アイヌの人々の人権

アイヌの人々は、北海道などに先住していた民族であり、独自の歴史や伝統、文

化を持っています。しかし、明治以降のいわゆる同化政策の中で、アイヌの人々の生活を支えてきた狩猟や漁労は制限、禁止され、また、アイヌ語の使用など伝統的な生活慣行の保持が制限されました。このため、アイヌの人々の民族としての誇りである文化や伝統は、十分に保存、伝承されているとは言い難い状況にあり、また、アイヌの人々に対する理解が十分ではないため、偏見や差別の問題が依然として存在しています。

平成9年（1997年）にはアイヌ語を含むアイヌ文化の振興やアイヌの伝統等に関する知識の普及啓発を図るため『アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律』が制定されました。さらに、平成19年（2007年）には国連総会で『先住民族の権利に関する国連宣言』が採択され、平成20年（2008年）には衆参両院で『アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議』が採択されました。これにより、アイヌ民族が「先住民族」であることが公的に認められることとなりました。同決議においては、全ての先住民族が、名誉と尊厳を保持し、その文化と誇りを次世代に継承していくことは、国際社会の潮流であるとされています。

アイヌの人々に対する理解が十分でないため、結婚や就職等において差別が存在しており、民族や生活様式といった文化の違いに対する一人ひとりの寛容性を育むためにも、アイヌの伝統等に関する知識の普及・啓発に努めるとともに、アイヌの人々に対する偏見や差別の解消に向けた啓発活動に取り組む必要があります。

（ク）新たな人権課題

これまでに掲げた重点的に取り組むべき人権課題のほかにも、現代社会においては、様々な人権問題が存在します。

例えば、パワー・ハラスメント等労働者への人権侵害や災害時における被災者への対応など、社会的な問題の多くが、人権問題としての側面を持っています。

平成23年（2011年）3月に発生した東日本大震災においては、原子力発電所の事故に伴い、避難者が宿泊を拒否されたりするなどの新たな人権侵害が発生しました。また、急速な少子高齢化や地域とのつながりの希薄化等、社会経済状況の変化により、ひとり親世帯や高齢者、心身に障がいや不安を抱えている人、様々な事情により貧困や差別に苦しむ人やその家族、社会的な弱者等が雇用や教育等の機会に恵まれず、社会から孤立する状況も生じています。

今後、社会状況の変化等に伴い新たに発生する人権問題や、その他の人権課題についても、それぞれの状況に応じて、人権教育・啓発に取り組む必要があります。

(2) 人権教育・啓発の取組の方向

平成30年(2018年)の「人権に関する市民アンケート」結果では、人権教育・啓発活動について、「広報紙・冊子等を活用した啓発活動の充実」や「身近な公共施設で学べる講座の開催」などの学習機会の提供が求められています。また、「講演会・研修会等」が啓発活動の中で効果的であるとの意見が多く出されました。

人権教育・啓発活動を行う上では、より専門的な講話や自らの知識や体験をもって積極的に関わる参加体験型学習を取り入れるなど創意工夫を凝らし、人権に関する知識や理解を深めるとともに、日常生活における実践的な態度を培っていくことが必要です。

今後の人権教育・啓発の推進に当たっては、これまでの取組内容を振り返り、より効果的な手法を検討しながら実施していきます。

①教育

(ア) 就学前教育

乳幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎を培う上で、極めて重要な時期です。このため、生命の大切さに気づき愛情を感じ、また、相手を思いやる気持ちを育てるなど、人権を尊重する精神の芽生えが、感性として育まれるように努めることが大切です。

また、よりよい人間関係を形成するため、友達と仲良くする中にも決まりがあることを理解することや、子どもの発達の状況に応じて、何が良くて何が悪いのかを考えながら、好きなことだけでなく、我慢する心の育成など成長に必要なことを体験することも大切です。

幼稚園・保育所等は、人や物、生活や遊びを通して物事に対する興味や関心を養うとともに、基本的な生活習慣や自立心を身に付けるなど、子どもの成長に極めて重要な役割を担っています。このため、子ども一人ひとりの特性に応じて、子ども自身の「生きる力」を育むという視点に立ち、子ども・保護者・職員がそれぞれの思いを認め、尊重し合い、信頼し合い「人権を大切に作る心を育てる」教育に努めます。

特に乳幼児期には、その発達過程に即したきめ細やかな対応が求められるため、一人ひとりの発達過程や生活環境などを十分に把握する必要があります。このため、全ての職員が共通認識に基づき、一人ひとりの子どもの健全な成長発達を支援することができるよう、家庭や地域、小・中学校などの関係機関と積極的に連携を図り、子ども一人ひとりの人権が尊重される教育に努めます。

また、職員の言動が子どもに与える影響は大きいことから、子どもに対して適切な指導がなされるよう、職員自身の豊かな人間性や専門性の確立等を目指し、研修の一層の充実を図ります。

(イ) 学校教育

a 内容

学校教育においては、児童生徒一人ひとりの人権が守られた環境の中で、その発達段階に応じて、人権尊重の意識を高めていく必要があります。特に、人権教育を通じて育まれる他者との共感やコミュニケーションに係る力、具体的な人権問題に直面してそれを解決しようとする行動力などを育成します。

そのため、教職員が、同和問題をはじめとする様々な人権問題の解決を自らの課題として捉えるとともに、全ての教育活動の中で教育の根幹に人権教育を据えて実践することにより、人権尊重に対する豊かな感性や、主体的に問題解決に取り組もうとする意識、実践力を持った児童生徒の育成に努めます。

また、児童生徒一人ひとりが、各教科や道徳、特別活動、総合的な学習の時間等全ての教育活動を通して、人権の意識や様々な人権問題に関する理解を深め、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができるようになり、それが具体的な行動に現れるよう学校・地域の実情等に十分配慮しながら、一人ひとりを大切にした教育に、総合的かつ計画的に取り組めます。

b 方法

(推進体制の確立)

児童生徒一人ひとりが、感性豊かな人間性を身に付けるとともに、他の人の気持ちがわかり、自分のこととして考えることのできる資質を培うことができるようにすることが大切です。そのため、学校においては、「人権尊重の精神に立った学校づくり」に向け、校長がリーダーシップを発揮し、人権教育主任を中心とした効果的な役割分担により推進体制の機能を強化するとともに、全ての教育活動を通じて人権に配慮した教育を組織的に進めます。

(研修の充実)

全ての教職員は、人権問題解決のために教育が果たす役割と職責の重要性を深く認識するとともに、児童生徒への愛情や教育への使命感を抱きながら、常に指導者として人権感覚を磨き、基本的認識を深め、実践的な指導力を身に付けることが、強く求められています。

そのため、現地研修やお互いに教育実践上の課題や情報を交流し合うことのできる研修、より専門的な見地からの講話、自らの知識や体験をもって積極的に関わる参加体験型学習を支援するとともに、人権に関わる法令や人権教育推進資料等の活用などにより研修の充実を図ります。

また、平成6年(1994年)に批准した『子どもの権利条約』では、生命・生存・発達に対する権利や意見表明権、虐待等から保護される権利等、児童生徒が一人の人間として自立していく上で必要な権利が規定されています。このため、教職

員一人ひとりがこの条約についての理解・認識を深め、ひいては、児童生徒に対しても十分な周知が図られるよう、研修の一層の充実を図ります。

（「生きる力」の育成）

人権問題への理解と認識を深め、児童生徒が進んで学習できる効果的・総合的な学習指導計画の確立や、教材・教具等の開発、指導方法の工夫・改善により、児童生徒が、自ら学び自ら考え、問題を解決する力や、他人を思いやる心、感動する心などの豊かな人間性、さらには、たくましく生きるための健康や体力（これらを総称して「生きる力」という。）を育成するよう努めます。

また、発達段階に応じた適切な人権学習と各教科等で展開される学習を相互に有機的に結びつけながら、一人ひとりの学習・生活実態に即した人間としてのあり方や生き方に関わる日常的な指導を粘り強く積み重ねることにより、児童生徒が人権尊重の視点に立った態度を培い、主体的・自発的に行動できるよう支援します。

（体験・交流活動の重視）

ボランティア活動等の社会奉仕体験活動や自然体験活動をはじめ、高齢者・障がい者等との交流活動等を通して、多様性を認め、お互いに尊重し合うとともに、豊かな感性や社会性、人間性をもった児童生徒の育成に努めます。

（いじめ問題に対する取組）

「熊本県いじめ防止基本方針」に沿って、未然防止の基本として、児童生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、互いの人権を尊重し、支え合う集団づくりを行うとともに、早期発見のため、ささいな兆候であっても、教職員が早い段階からの的確に関わり、組織的に対応し、いじめの積極的な認知に努めます。

また、いじめを認知した場合には、特定の教職員で抱え込まず、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組んでいきます。

（家庭・地域との連携）

児童生徒を含め、全ての市民の人権が尊重されるようなまちづくりを実現するためには、市民の生活の場としての家庭や地域における取組が重要となります。

このため、学校が地域に開かれた人権教育・啓発の推進拠点として、その役割が十分に発揮されるよう、学校と家庭・地域との間で、人権問題に関わる様々な情報を受発信するなど、相互に緊密な連携を図ります。

（ウ）社会教育

a 内容

社会教育においては、全ての人々の人権が尊重される社会の実現を目指し、生

涯学習社会の構築に向けた様々な取組の中で、市民一人ひとりが自発的に学習できるよう、社会教育施設を中心とした人権に関する学習環境の整備・充実が求められています。その際、家庭や地域等の身近な人々や関係機関等との連携・協力を通して、単に人権問題を知識として学ぶだけではなく、身近な日常生活において、互いの人権を尊重する態度や行動を培うことのできる人権感覚を養う必要があります。

b 方法

(家庭教育に対する支援)

家庭教育は、幼児期から豊かな情操や思いやり、生命を大切にする心、善悪の判断など人間形成の基礎を育む上で重要な役割を担っており、全ての教育の出発点となります。特に、偏見を持たず差別しないということ、親自身が日常生活のあらゆる場面において子どもに示すことが必要です。そのため、親と子どもがともに人権感覚を養うことのできる家庭教育に関する学習機会の確保や情報の提供、相談体制の整備等により、家庭教育の支援に努めます。

(学習機会の充実及び学校教育との連携)

人権に関する多様な学習機会の充実を図るため、公民館等の社会教育施設を中心として、地域の実情に応じた講座等の開設や交流事業などの取組を促進します。また、学校教育との連携を図りながら、青少年等の豊かな人間性を育むため、地域人材を活用した様々な体験活動や高齢者・障がい者等との交流を通して地域の教育力の向上を図るとともに、一人ひとりの特性を踏まえながらお互いの人権を尊重する地域社会づくりに努めます。

(学習意欲を高める創意工夫)

人権が日常生活の様々な場面で関わるということが理解できる学習内容を組み立てるとともに、様々な人とのふれあい体験を通して、人権感覚が自然に身に付く参加体験型学習プログラム等を取り入れるなど、内容・手法の創意工夫を図り、学習意欲が高まるように努めます。

(指導者の養成)

人権教育・啓発を推進する指導者は、様々な人権問題の解決に向け、地域の実情に即した取組を進める上で重要な役割を担っています。このことから、その養成や資質の向上に努めるとともに、社会教育における指導体制の充実を図る必要があります。指導者養成のための研修については、地域における人権教育・啓発の推進者として広く活動できるよう、企画・運営に関することや体験的・実践的手法を取り入れるなど、研修内容・方法を創意工夫します。

②啓発

人権についての啓発は、広く市民を対象として行われるものであり、その手法についても、研修や広報活動、情報提供など多岐にわたりますが、市民一人ひとりが人権の意義や人権尊重の重要性について正しい認識を持つとともに、そういった認識が深く根付き、日常生活において、自らの態度や行動に無意識のうちに現れるようにすることが重要です。

また、人権は、市民の意識や心のあり方に直接関わってくる問題です。このため、啓発に当たっては、一人ひとりが自立し、自己実現や幸福追求が図られるよう、その自主性を最大限に尊重する必要があります。市民の間に、人権の考え方や人権問題のとらえ方について多様な意見があることを理解し、異なる意見に対しても、寛容の精神に立って自由な意見交換ができるような環境づくり、言い換えれば、人権について語りあう場そのものが人権を大切にする雰囲気を用意しているような環境づくりを進めることが重要です。

さらに、啓発の効果を高めるためには、その内容だけではなく、実施の方法においても、市民から幅広く理解と共感を得られるものであることが求められます。

(ア) 内容

(人権問題に対する正しい理解と認識の促進)

啓発に当たっては、まず、市民が人権に関する知識を習得し、理解を得られるように促す必要があります。「そもそも人権とは何か」、「人権の尊重とはどういうことか」、といった人権全般に共通する理念について、市民自らが考え、理解するとともに、「女性の人権」、「子どもの人権」といった個別の人権問題について、「何故そのような人権問題が生じてきたのか」、「具体的には何が問題となっているのか」といった内容が、市民に正しく理解・認識されるような啓発を進めます。

(人権意識の高揚)

昨今の社会状況を見ると、幼児や小学生などが巻き込まれる痛ましい事件をはじめ、児童虐待、ドメスティック・バイオレンス、近隣者間でのトラブルなど日常生活の様々な場面において、ささいなことから人が傷つけられたりするような事件が多発しています。また、インターネット上での差別的な書き込みや様々なハラスメント等、身近なところでも深刻な人権問題が発生しています。その要因としては、人の生命や人格を尊重する意識が薄れてきていることが挙げられます。

このため、一人ひとりが生命の尊さ・大切さを知るとともに、自分自身がかけがえのない存在であると同時に他人もかけがえのない存在であるということ、一人ひとりが独立した人格と尊厳をもった人間であるということを実感できるような啓発を進めます。

また、日本には、世間体を気にしたり、横並び意識があることなどにより、自

分自身はそう思っていないとしても、周りの人々の考え方を過度に意識してしまい、安易にそれを受け入れてしまうような風潮があります。世間体などに惑わされることなく、一人ひとりが異なった考え方や価値観を持った存在であるということをも認めた上で、それぞれの個性を尊重できるような啓発を進めます。

(日常生活における態度や行動への発現)

一人ひとりがかけがえのない存在であり、人間として尊重されるべき存在であるということが意識の中では理解できたとしても、それが日常生活において、自らの態度や行動に現れなければ、真の意味での人権尊重の社会の実現にはつながっていきません。様々な人権問題を他人事として片づけてしまうのではなく、自分自身のこととして真摯に受け止め、考える力を養うとともに、それらを通じて身に付けた人権問題への積極的な関心・態度や的確な技能などが日常生活の中で実践できるような啓発を進めます。

(イ) 方法

(対象者の発達段階に応じた啓発)

啓発は、幼児から高齢者に至るまでの幅広い層を対象としています。啓発を効果的に進めるため、対象者の発達段階に応じて、わかりやすいテーマや表現を用いたり、また、その対象者が家庭や学校、職場などで体験した人権に関わる問題を具体的に取り上げたりするなど、創意工夫を凝らします。

(具体的な事例を活用した啓発)

啓発を効果的に進めるためには、これまでに発生した差別事象や児童虐待事案など具体的な事例を取り上げることも有効です。単に「現状はこうなっています」とか「こういう課題があります」というだけでは、人の心に響きにくく、どうしても他人事としてしか受け止められないという面も出てきますが、実際に発生した事例を題材にして意見交換を行うことにより、具体的なイメージが湧き、自らの問題としてとらえ易くなるという点で効果があります。

また、そのような事例を反復・継続して取り上げることで、市民が人権問題を身近な問題として捉え、理解をより一層深められるようになると考えられます。

(参加体験型の啓発)

人権に関する講演会の開催や人権啓発冊子等の作成・配布といった市民に対する発信型の啓発は、人権に関する知識の習得という点では一定の効果がありますが、さらに、市民自らが人権について考え、日常生活における態度や行動に現れるようにする必要があります。

このため、受動的な研修に留まらず市民が自ら主体的に参加し、参加者による活発な意見交換の中から、課題を発見し、課題解決に向けた提言を行えるような

啓発（ワークショップなどの参加体験型の研修等）を実施していきます。

（地域交流を通じた啓発）

人権が尊重される社会を実現するためには、高齢者、障がい者、外国人を含め全ての人がそれぞれの地域の中で、共に支え合い、助け合いながら生活することができるようなまちづくり、ひいては、全ての人が自立し、社会参加の機会を与えられ、自己実現できるような社会づくりを進める必要があります。このため、地域住民と高齢者・障がい者施設等との交流事業や、そのような施設等でのボランティア活動体験事業などに取り組むなど、市民が自発的・主体的に活動できる機会を増やすことも、啓発の効果を高めることにつながります。

③人権に関わりの深い職業等に従事する人に対する研修・啓発

人権教育・啓発を進める上では、対市民サービスの直接の担い手である公務員や、人の命や健康に関わる職業、住民と接する機会の多い職業に携わる人等、人権に関わりの深い職業等に従事する人が、人権の意義や人権尊重の重要性について正しい認識を持つとともに、その認識が日常生活や業務において自らの態度や行動に現れるような、人権感覚を磨くための研修・啓発の取組が重要になってきます。

また、自ら行っている日常の業務がいかに関わりを持っているかということ、さらに、気に留めずに行っていることの中にも人の心を傷つけたり、あるいは差別をしたりしているようなことが潜んでいるということを常に意識しながら業務を行う必要があります。

（ア）公務員

本市職員一人ひとりが、人権尊重の視点に立って職務の遂行に努めなければなりません。そのためには、新規採用職員から管理・監督職に至る全ての階層での人権問題に関する研修やOJTの充実など、意識の高揚を図る必要があります。引き続き、職場における研修体制の強化と状況に応じた研修プログラムや研修教材の充実を図ります。

（イ）教職員

家庭や地域との連携を図りながら幼稚園等や学校の教育活動全体を通じて、人権教育を推進するためには、教職員が人権尊重の理念について十分な認識を持ち、豊かな人権感覚を身に付ける必要があります。

そのため、教職員が幼児・児童・生徒の実態や発達段階に応じて人権教育・啓発を進められるよう、課題の共有化に基づく園・学校総体としての取組や教職員の実践的指導力を高めるための取組など、経験年数や担当職務に応じた計画的な研修を推進します。

(ウ) 企業等

企業活動の目的は、利潤を追求することですが、今では就職差別や職場での人権問題など、さまざまな問題が明るみになり企業の社会的責任が厳しく問われています。このような状況の中で、企業では人権尊重の視点に立って従業員への研修を実施し、職場からあらゆる差別を根絶する努力を重ねることが強く望まれます。企業内研修において、人権問題への正しい理解と認識が深められるよう、研修会のあり方・内容・資料・講師等に関する相談機能の充実を検討し、啓発の推進に努めます。

(エ) 社会教育関係者

社会教育関係者（老人クラブ・子ども会・地域婦人会等）は、市民の日々の生活と密接な関係があるため、人権問題についても大きな影響力を有しています。したがって、市民の人権意識を確立させていくためには、社会教育関係者の人権意識の高揚及び指導力の向上が強く求められます。今後も関係者が確かな人権感覚を身に付けることができるよう、人権教育の研修の充実及び啓発の促進に努めます。

(オ) 保健・医療・福祉関係者

医療・介護・相談など市民の生命や健康、生活に直接関わる職業等に従事している人々は、患者や対象となる個人の人格の尊重と秘密の保持など、きめ細やかな配慮が必要とされます。このため、自主的な研修を実施するとともに、さまざまな研修会等を通じて、人権尊重の視点に立った判断力や行動力を養うよう啓発の促進に努めます。

(カ) マスメディア関係者

テレビや新聞などのマスメディアは、市民の人権尊重に関わる意思形成に対して、その生涯にわたり大きな影響力を有しています。

記事や番組等の中で人権に関わる様々な問題等を取り上げ、読者や視聴者の人権意識の高揚に大きな役割を果たしています。しかしその一方で、個人の名誉やプライバシーを侵害したり、偏見や差別を助長する内容の報道がなされた場合などは、その権利侵害は非常に大きなものになるおそれがあります。

マスメディア関連企業においては、これまでも人権教育・啓発について自主的な取組が行われてきていますが、関係者の人権意識の高揚に向け、積極的な取組を要請します。

4. 実施体制等について

(1) 実施体制

①計画の推進体制

本市の『基本計画』は、『熊本県基本計画』を重視し、関係部署の協力により策定し、計画推進に当たっては、宇土市人権教育推進協議会や関係部署との連携を図ることにより、人権教育・啓発活動の総合的かつ効果的な推進に向けて全庁体制で取り組みます。

さらに、市民に対する人権教育・啓発は、行政、学校、企業・民間団体、家庭及び地域などあらゆる場を通して行われることで、より実効あるものになると考えられることから、それぞれの主体が担うべき役割を踏まえた上で、相互の連携を図る必要があります。

本市としては、全ての人の基本的人権が尊重され、その個性を全面的に開花させることを目指して、以下のような取組を着実に進めます。

(ア) 様々な手法による啓発

(広報紙やマスメディア等による啓発)

市で発行している広報紙は、最も地域に密着しており、地域のニュースやお知らせなど情報提供を行う手段として非常に効果的です。市民が身近に情報を得ることができるという点、また、幅広く市民に対する啓発を行うことができるという点で、最も大きな効果が期待できます。

このため、市民が人権に関する知識の習得や理解を深められるよう、紙面を活用し、人権に関する情報の掲載をするとともに、講習会や啓発イベントへの参加の呼び掛けや、「人権週間」をはじめとする啓発の強化期間等の広報活動を積極的に行います。

(人権に関する講演会等の開催、人権啓発資料等の作成・配布)

人権についての市民の関心を高めるため、広く市民が参加しやすいような講演会や、パネル展、街頭啓発などの啓発イベント等を実施します。

また、市民が人権に関する知識の習得や理解を深められるよう、人権啓発冊子や人権学習資料などを作成し、配布・周知に努めます。

(創意工夫を凝らした啓発)

研修会等の中で、具体的な事例や体験を取り上げたり、また、それぞれの地域において、高齢者や障がい者を含めた地域住民相互間での交流イベント等を実施するなど、市民一人ひとりの自立を促し、社会参加への機会が広げられるよう、創意工夫を凝らした啓発を検討します。

(イ) 人材の育成等

(人権に関する研修会の開催)

市職員，教職員をはじめとする公務員や，住民に接する機会の多い職業等に
従事する人が人権尊重の視点に立って業務を遂行できるよう，また，「人権に
ついてもっと知りたい」，「様々な人権問題についてもっと学びたい」という
市民のニーズに対応し，広く市民が参加できるような研修会を検討し，実施し
ます。

(人権教育・啓発を進める指導者の育成)

人権教育・啓発を着実かつ効果的に進めるためには，行政，学校，企業・民
間団体，地域等において，人権教育・啓発に率先して取り組む指導者を育成す
る必要があります。このため，ワークショップ形式などにより，受講者が自ら
主体的に参加できるような参加体験型の研修を実施するなど，受講者がそれぞ
れの職場や地域等において人権教育・啓発を実践できるよう支援します。

(ウ) 各種資料・情報の収集及び提供

人権に関する文献や資料，視聴覚教材等は，人権教育・啓発を効果的に進め
る上で必要不可欠であり，その整備・充実に努めるとともに，市民が人権学習
の機会を増やせるよう，これら資料の閲覧の場を提供したり，資料の貸出しを
行うなど，必要な支援を行います。

また，人権に関する内外の情勢は時々刻々と変化することから，必要な情報
の収集に努めるとともに，関係機関や民間団体，市民等への適切な情報提供に
努めます。

さらに，人権問題が複雑・多様化している中で，人権に関わる関係機関や団
体等の相互間において，迅速かつ適切な情報収集・提供が必要不可欠になって
きています。このため，今後は，人権に関する情報の体系化なども視野に入れ
ながら，情報を収集・提供していきます。

(エ) 調査・研究

人権教育・啓発を進めるに当たっては，「人権に対する市民の関心を高める
ためのより効果的な方法はないか」，「どうすれば，人権問題解決に向けての
市民の積極的な態度や技能が培われるのか」といったことを常に意識しながら，
また，これまでの人権教育・啓発への取組を反省・評価しながら，その後の人
権教育・啓発の中で実践するという改善の姿勢が求められます。

このようなことを総合的・体系的に進めるためにも，市内外の人権教育・啓
発手法について調査するとともに，より効果的な人権教育・啓発のあり方を研
究することが重要です。

(オ) 相談体制等の充実

市民の人権意識を高めるという観点から、人権教育・啓発を進めることが重要であることは言うまでもありませんが、その一方で、現実には、児童虐待やドメスティック・バイオレンス、障がい者に対する不利益な取扱いなどの様々な人権侵害が発生しています。人権侵害が発生した場合の被害者の救済については、最終的には司法的解決ということになりますが、本市においても、被害者救済に向けての一助となるよう、人権擁護委員との連携を図りながら、人権に関する各種の相談事業を実施しています。今後とも、人権侵害の発生や拡大を防止するとともに、被害者本人が自立に向けての主体的な意思形成を図っていくことができるよう、身近な相談体制の充実に努めます。

②国・県との連携

本計画の取組の実効性を挙げるためには、国・県との連携を図ることが重要です。国においては、『人権教育・啓発推進法』の中で、「人権教育・啓発に関する施策を策定し、実施する責務がある」とされています。現在、国は、同法の規定により平成14年（2002年）3月に策定した『人権教育・啓発に関する基本計画』に基づき、関係各府省庁間の緊密な連携の下、総合的かつ計画的に人権教育・啓発に取り組んでいるところです。なお、国は、国際社会においても、人権分野における国際的取組に積極的な役割を果たすことが求められています。

また、県においても『熊本県基本計画』を策定し、総合的・計画的に取り組んでいます。

このような中で、本市としては、地方法務局、人権擁護委員など国の人権擁護機関との連携をより一層深めながら、地域の実情に即した人権教育・啓発に取り組めます。

また、県との関係においては、人権教育・啓発を担う人材の育成や、研修会等における講師の紹介、出前研修、人権に関する情報や研修テキスト、啓発資料の提供を得るため連携を図っていきます。

③企業・民間団体との連携

人権教育・啓発に関しては、企業がその社会的責任（CSR）の観点から、女性が活躍できる職場づくりを目指したり、障がい者雇用を積極的に進める等のほか、民間団体などが様々な活動を行っており、今後、人権教育・啓発の実施主体として重要な役割を担うことが期待されています。

また、保健・医療・福祉関係者等、市民の生命や健康、生活に直接関わる職業等に従事する人々についても、同様に、積極的な取組が求められています。

このため、企業や民間団体、また、保健・医療・福祉関係者等を対象に、人権教育・啓発を担う人材の育成や、研修会等における講師の紹介、出前研修、人権に関

する情報や啓発資料の提供等を行うことにより、その取組を支援します。

④家庭・地域との連携

市民一人ひとりが、心豊かに人権尊重の精神を育むためには、乳幼児期から、家庭において、また、家庭を取り巻くそれぞれの地域において、共に支え合い、助け合うという「共生の心」を醸成する必要があります。また、人権が尊重される社会づくり、まちづくりを進める上でも、市民の生活の場としての家庭・地域における人権教育・啓発は重要です。

このため、各機関が綿密な連携を図りながら、また、地域における民生・児童委員や人権擁護委員との連携の下、家庭や地域における人権教育・啓発を推進します。

(2) フォローアップ

『基本計画』に基づく取組を実効あるものとするため、次のようなフォローアップを行います。

①施策の推進

『基本計画』の関連施策については、毎年度実施状況を把握し、課題を整理しながら、その推進を図ります。

なお、市民から寄せられた意見等については、実施中の事業の改善・工夫に生かすとともに、次年度以降の施策に反映させます。

②『基本計画』の見直し

国内外の人権を取り巻く状況や、本市における人権をめぐる状況及び人権教育・啓発の現状に常に留意しながら、その変化等に適切に対応するため、必要に応じて『基本計画』の見直しを行います。

なお、見直しに当たっては、この計画に基づいて行われた事業の検証・評価を行いながら、庁内の関係部局だけではなく、広く市民や人権に関わる有識者等の意見も反映されるよう、十分に配慮するものとします。

(用語の解説)

*1 (P6) 人権教育の4つの側面

- ①「人権についての教育」とは、人権に関する歴史を教える、差別・偏見が人々の意識、行動、生活にどのような影響を与えるのかということ教える、つまり人権とは何か、知識として伝える、という側面をとらえたものです。
- ②「人権としての教育」とは、教育を受けること自体が人権であり、様々な理由で教育を受ける機会を奪われてきた人々に対して教育を保障する、という側面をとらえたものです。
- ③「人権のための教育」とは、人権の問題がなくなることはないのは、目の前の人権の問題について自分達で解決しようとしていないことによるとして、人権の問題を自ら解決できる技能を身に付けた人を育てる、という側面をとらえたものです。
- ④「人権を通じての教育」とは、学校でいじめがあったり、職場でセクシュアル・ハラスメントがあったりといった状況の下では、人権感覚は本当に根付かない、ということで、人権教育が行われる環境自体で人権が大切にされていなければならない、という側面をとらえたものです。

*2 (P10) セクシュアル・ハラスメント

相手の意に反した性的な言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、衆目に触れる場所へのわいせつな写真の提示など、様々な態様のものが含まれます。特に雇用の場においては、「職場において行われる性的な言動に対するその雇用する労働者の対応により、当該労働者がその労働条件につき不利益を受けること又は当該性的な言動により当該労働者の就業環境が害されること」とされています。

*3 (P10) ドメスティック・バイオレンス (DV)

日本語に直訳すると「家庭内暴力」となりますが、一般的には「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」という意味で使用されることが多くなっています。家庭内の出来事で被害が潜在することが多く、公的機関の対応も十分ではなかったことから、この問題に対するなお一層の取組が必要です。身体的なものだけでなく、精神的なものまで含む概念として用いられる場合もあります。略して「DV」と呼ばれることもあります。

*4 (P11) ストーカー行為

特定の者に対する恋愛感情などの好意の感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で、特定の者又はその配偶者その他親族などに対し、つきまといや面会・交際の要求をしたり、名誉を傷つけるような行為などを繰り返し行うことをいいます。

***5 (P12) 性と生殖に関する健康・権利 (リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)**

平成6年(1994年)にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念であり、重要な人権の一つとして認識されています。リプロダクティブ・ヘルス/ライツの中心的課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性関係、安全な避妊・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれています。また、これらに関連して、思春期や更年期における健康上の問題など生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されています。

***6 (P12) 児童虐待**

保護者がその監護する児童(18歳に満たない者)に対し、次の行為をすることをいいます。

- ① 身体的虐待：児童の身体に外傷が生じるか生じるおそれのある暴行を加えること。
- ② 性的虐待：児童にわいせつな行為をしたり、させたりすること。
- ③ ネグレクト：児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食や長時間の放置など保護者としての監護を著しく怠ること。
- ④ 心理的虐待：児童に将来まで残るような心の傷を与える言動を行うこと。

***7 (P15) 地域包括支援センター**

平成17年(2005年)の介護保険法改正で創設され、同法に定められた、高齢者の健康の維持、保健・福祉・医療の向上、生活の安定のために必要な援助・支援を包括的に行う中核機関です。設置主体は市町村又は市町村から委託を受けた法人になります。センターには、社会福祉士、保健師、主任ケアマネージャーが置かれ、専門性を生かして相互に連携しながら業務にあたります。

***8 (P15) 成年後見制度**

認知症の人や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分になった方々は、財産管理や身上監護(介護、施設への入退所などの生活について配慮すること)についての契約や遺産分割などの法律行為を自分で行うことが困難であったり、消費者被害に遭うおそれがあります。このような判断能力の不十分な方々の自己決定権を尊重しながら、保護・支援していくための制度が成年後見制度です。

成年後見制度には、家庭裁判所に後見人等を決めてもらう法定後見制度と、判断能力が十分なうちに自ら後見人を決めておく任意後見制度があります。

***9 (P15) バリアフリー**

高齢者や障がい者が地域社会の中で生活しようとするとき、これを困難にする様々な障壁(バリア)があります。例えば、建物や道路の段差などの目に見えるものから、高齢者や障がい者に対する誤解や偏見、雇用や就労の機会が限られたりするなどの目に見えないものまで存在しています。高齢者や障がい者が自由に社会に参加できるよ

う、これらのバリアを取り除いていくことを「バリアフリー」といいます。

*10 (P15) 障がい

本市では、「障害(者)」の「害」という漢字の表記について、「害悪」など負のイメージがあること、また、関係する方々などから「障害」の表記を改めるべきであるとの意見が寄せられたこともあって、ひらがな表記に改めることにしました。

この計画の中には、「障がい(者)」の表記が多数出てきますが、「法令、条例、規則や固有名称等」を除き、全てひらがな表記としています。

*11 (P16) 発達障がい者

発達障がい者とは、自閉症、アスペルガー症候群その他広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいその他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいい、発達障がい者とは、発達障がいを有するために、日常生活又は社会生活に制限を受ける者をいいます。

*12 (P16) ノーマライゼーション

「ノーマライゼーション」とは、障がい者を特別視するのではなく、障がい者が一般社会の中で普通の生活を送れるように条件が整備された、共に生きる社会こそがノーマルな社会である、という考え方です。

*13 (P18) 同和対策審議会答申

昭和35年(1960年)に総理府に設置された同和対策審議会が、内閣総理大臣からの「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本方策」についての諮問を受け、昭和40年(1965年)8月に出した答申のことです。

この答申は、「同和問題の解決は国の責務であると同時に国民的課題である」との基本認識を明確にするとともに、国や地方公共団体に積極的な対応を促すなど、その後の同和対策の基礎となりました。

*14 (P22) 三菱重工ビル爆破事件

三菱重工ビルが爆破され、8人が死亡、380人が負傷した事件です。この事件では、大勢の人が死傷しましたが、被害者の中には、労働者災害補償保険法などの公的給付を受けられる人々と全く補償を受けられない人々とが生じたことから、国の施策としての補償制度の不均衡が問題視され、犯罪被害補償の必要性が強く意識されることとなりました。

*15 (P22) (公社)くまもと被害者支援センター

犯罪等の被害者やその家族・遺族に対して、精神的ケア・付添いといった直接的支援や、支援者の育成、自助グループへの援助等を行うとともに、社会全体の被害者支

援意識の高揚を図ることにより、被害者の被害の回復や軽減に資することを目的とした民間団体のことです。

*16 (P25) 水俣市立水俣病資料館

水俣病を風化させることなく、公害の原点といわれる水俣病の貴重な教訓を後世に継承・発信していくことを目的として、平成5年（1993年）1月にオープンした施設です。悲惨な公害を繰り返すことのないよう水俣病の教訓を伝えるとともに、水俣病患者の痛みや差別を受けたつらい体験などについて、展示や語り部の方の話などで紹介し、水俣病問題を正しく認識してもらえるよう情報を発信しています。

*17 (P25) 国立水俣病情報センター

水俣病への理解の促進、水俣病の教訓の伝達、水俣病及び水銀に関する研究の発展への貢献を目的として、平成13年（2001年）に設置されました。水俣病に関する資料、情報を一元的に収集、保管、整理し、広く提供するとともに、水俣病に関する研究や学術交流等のための会議の開催等を行っています。

*18 (P25) 宿泊拒否事件

平成15年（2003年）11月、熊本県が実施する「ふるさと訪問事業」において、菊池恵楓園入所者という理由でホテルが宿泊を拒否した事件のことです。

*19 (P25) 国立療養所菊池恵楓園

明治40年（1907年）の『癩^{らい}予防二関スル件』に基づき、全国5か所に設置された公立療養所の一つであり、明治42年（1909年）、九州七県連合立第5区九州癩療養所という名称で、現在の合志市に開設されました。昭和16年（1941年）から運営が国に移され、現在の「国立療養所菊池恵楓園」に改称されました。

*20 (P26) 社会を明るくする運動

全ての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの改善更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない地域社会を築こうとする全国的な運動です。法務省が主唱し、本運動の趣旨に賛同した機関・団体の協力により推進されています。

*21 (P26) 性的指向

異性愛、同性愛、両性愛の別を指す sexual orientation の訳語です。このほか、性的少数者に位置付けられる性同一性障がい、インターセックス（先天的に身体上の性別が不明瞭であること）を理由とする差別なども問題となっています。

資料編

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成12年12月6日

法律第147号

(目的)

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法（平成8年法律第120号）第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

人権教育・啓発に関する基本計画（抄）

平成14年3月閣議決定

第1章 はじめに

人権教育・啓発に関する基本計画（以下「基本計画」という。）は、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号，同年12月6日公布・施行。以下「人権教育・啓発推進法」という。）第7条の規定に基づき、人権教育及び人権啓発（以下「人権教育・啓発」という。）に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、策定するものである。

我が国では、すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の下で、人権に関する諸制度の整備や人権に関する諸条約への加入など、これまで人権に関する各般の施策が講じられてきたが、今日においても、生命・身体の安全にかかわる事象や、社会的身分、門地、人種、民族、信条、性別、障害等による不当な差別その他の人権侵害がなお存在している。また、我が国社会の国際化、情報化、高齢化等の進展に伴って、人権に関する新たな課題も生じてきている。

すべての人々の人権が尊重され、相互に共存し得る平和で豊かな社会を実現するためには、国民一人一人の人権尊重の精神の涵養を図ることが不可欠であり、そのために行われる人権教育・啓発の重要性については、これをどんなに強調してもし過ぎることはない。政府は、本基本計画に基づき、人権が共存する人権尊重社会の早期実現に向け、人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進していくこととする。

1 人権教育・啓発推進法制定までの経緯

人権教育・啓発の推進に関する近時の動きとしては、まず、「人権教育のための国連10年」に関する取組を挙げることができる。すなわち、平成6年（1994年）12月の国連総会において、平成7年（1995年）から平成16年（2004年）までの10年間を「人権教育のための国連10年」とする決議が採択されたことを受けて、政府は、平成7年12月15日の閣議決定により、内閣総理大臣を本部長とする人権教育のための国連10年推進本部を設置し、平成9年7月4日、「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画（以下「国連10年国内行動計画」という。）を策定・公表した。

また、平成8年12月には、人権擁護施策推進法が5年間の時限立法として制定され（平成8年法律第120号，平成9年3月25日施行）、人権教育・啓発に関する施策等を推進すべき国の責務が定められるとともに、これらの施策の総合的な推進に関する基本的事項等について調査審議するため、法務省に人権擁護推進審議会が設置された。同審議会は、法務大臣、文部大臣（現文部科学大臣）及び総務庁長官（現総務大臣）の諮問に基づき、「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項」について、2年余の調査審議を経た後、平成11年7月29日、上記関係各大臣に対し答申を行った。

政府は、これら国連10年国内行動計画や人権擁護推進審議会の答申等を踏まえて、人権教育・啓発を総合的に推進するための諸施策を実施してきたところであるが、そのより一層の推進を図るためには、人権教育・啓発に関する理念や国、地方公共団体、国民の責務を明らかにするとともに、基本計画の策定や年次報告等、所要の措置を法定することが不可欠であるとし

て、平成12年11月、議員立法により法案が提出され、人権教育・啓発推進法として制定される運びとなった。

2 基本計画の策定方針と構成

(1) 基本計画の策定方針

人権教育・啓発推進法は、基本理念として、「国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。」（第3条）と規定し、基本計画については、「国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。」（第7条）と規定している。

人権教育・啓発の推進に当たっては、国連10年国内行動計画や人権擁護推進審議会の人権教育・啓発に関する答申などがその拠り所となるが、これまでの人権教育・啓発に関する様々な検討や提言の趣旨、人権教育・啓発推進法制定に当たっての両議院における審議及び附帯決議、人権分野における国際的潮流などを踏まえて、基本計画は、以下の方針の下に策定することとした。

- ① 広く国民の一人一人が人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得していく必要があり、そのためにはねばり強い取組が不可欠であるとの観点から、中・長期的な展望の下に策定する。
- ② 国連10年国内行動計画を踏まえ、より充実した内容のものとする。
- ③ 人権擁護推進審議会の人権教育・啓発に関する答申を踏まえ、「人権教育・啓発の基本的な在り方」及び「人権教育・啓発の総合的かつ効果的な推進を図るための方策」について検討を加える。
- ④ 基本計画の策定に当たっては、行政の中立性に配慮するとともに、地方公共団体や民間団体等関係各方面から幅広く意見を聴取する。

世界人権宣言

1948年12月10日

第3回国際連合総会採択

前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第1条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第2条

1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づきいかなる差別もしてはならない。

第3条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第5条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第6条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当って、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第11条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第12条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第13条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第14条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第15条

- 1 すべて人は、国籍を持つ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第16条

- 1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第17条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第18条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第19条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第20条

- 1 すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

第21条

- 1 すべての人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力の基礎とならなければならない。この意思は、定期的かつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第22条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第23条

- 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。

- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第24条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第25条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第26条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならず、また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第27条

- 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。
- 2 すべて人は、その創作した科学的、文化的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第28条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第29条

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う。
- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当たっては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保証すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもつばら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。
- 3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第30条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

日本国憲法（抄）

公布 昭和21年11月3日

施行 昭和22年5月3日

（略）

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起こることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。
（略）

第3章 国民の権利及び義務

第10条【国民の要件】 日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

第11条【基本的人権の享有】 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第12条【自由・権利の保持の責任とその濫用の禁止】 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第13条【個人の尊重・幸福追求権・公共の福祉】 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第14条【法の下での平等、貴族の禁止、栄典】 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

② 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

③ 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第15条【公務員選定罷免権、公務員の本質、普通選挙の保障、秘密投票の保障】 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

- ② すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。
- ③ 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。
- ④ すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。

第16条【請願権】 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

第17条【国及び公共団体の賠償責任】 何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる。

第18条【奴隸的拘束及び苦役からの自由】 何人も、いかなる奴隸的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

第19条【思想及び良心の自由】 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第20条【信教の自由】 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

- ② 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。
- ③ 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第21条【集会・結社・表現の自由、通信の秘密】 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

- ② 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第22条【居住・移転及び職業選択の自由、外国移住及び国籍離脱の自由】 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

- ② 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第23条【学問の自由】 学問の自由は、これを保障する。

第24条【家族生活における個人の尊厳と両性の平等】 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

- ② 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第25条【生存権、国の社会的使命】 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

- ② 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第26条【教育を受ける権利、教育の義務】 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

- ② すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第27条【勤労の権利及び義務、勤労条件の基準、児童酷使の禁止】 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

② 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

③ 児童は、これを酷使してはならない。

第28条【勤労者の団結権・団体交渉権その他団体行動権】 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

第29条【財産権】 財産権は、これを侵してはならない。

② 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。

③ 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

第30条【納税の義務】 国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。

第31条【法定の手續の保障】 何人も、法律の定める手續によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

第32条【裁判を受ける権利】 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

第33条【逮捕の要件】 何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。

第34条【抑留・拘禁の要件、不法拘禁に対する保障】 何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければ、抑留又は拘禁されない。又、何人も、正当な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。

第35条【住居の不可侵】 何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利は、第33条の場合を除いては、正当な理由に基いて発せられ、且つ搜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。

(略)

第97条【基本的人権の本質】 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

(略)

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

平成25年6月26日

法律第65号

目次

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（第6条）

第3章 行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置（第7条—第13条）

第4章 障害を理由とする差別を解消するための支援措置（第14条—第20条）

第5章 雑則（第21条—第24条）

第6章 罰則（第25条・第26条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

(2) 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

(3) 行政機関等 国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第3章の規定の適用を受ける地方公共団体の経営する企業を除く。第7号、第10条及び附則第4条第1項において同じ。）及び地方独立行政法人をいう。

(4) 国の行政機関 次に掲げる機関をいう。

イ 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関

ロ 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成11年法律第89号）第49条第1項及び第2項に規定する機関（これらの機関のうち二の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）

ハ 国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第3条第2項に規定する機関（ホの政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）

ニ 内閣府設置法第39条及び第55条並びに宮内庁法（昭和22年法律第70号）第16条第2項の機関並びに内閣府設置法第40条及び第56条（宮内庁法第18条第1項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの

ホ 国家行政組織法第8条の2の施設等機関及び同法第8条の3の特別の機関で、政令で定めるもの

ヘ 会計検査院

(5) 独立行政法人等 次に掲げる法人をいう。

イ 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。ロにおいて同じ。）

ロ 法律により直接に設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（独立行政法人を除く。）又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち、政令で定めるもの

(6) 地方独立行政法人 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人（同法第21条第3号に掲げる業務を行うものを除く。）をいう。

(7) 事業者 商業その他の事業を行う者（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）をいう。

（国及び地方公共団体の責務）

第3条 国及び地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（国民の責務）

第4条 国民は、第1条に規定する社会を実現する上で障害を理由とする差別の解消が重要であることに鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない。

（社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備）

第5条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

第2章 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針

第6条 政府は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する基本的な方向

(2) 行政機関等が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項

(3) 事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項

(4) その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する重要事項

- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、障害者政策委員会の意見を聴かなければならない。
- 5 内閣総理大臣は、第3項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 6 前3項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第3章 行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置
(行政機関等における障害を理由とする差別の禁止)

第7条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

- 2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があつた場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

(事業者における障害を理由とする差別の禁止)

第8条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

- 2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があつた場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

(国等職員対応要領)

第9条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、基本方針に即して、第7条に規定する事項に関し、当該国の行政機関及び独立行政法人等の職員が適切に対応するために必要な要領(以下この条及び附則第3条において「国等職員対応要領」という。)を定めるものとする。

- 2 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。
- 3 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 前2項の規定は、国等職員対応要領の変更について準用する。

(地方公共団体等職員対応要領)

第10条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、基本方針に即して、第7条に規定する事項に関し、当該地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の職員が適切に対応するために必要な要領(以下この条及び附則第4条において「地方公共団体等職員対応要領」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

4 国は、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人による地方公共団体等職員対応要領の作成に協力しなければならない。

5 前3項の規定は、地方公共団体等職員対応要領の変更について準用する。

(事業者のための対応指針)

第11条 主務大臣は、基本方針に即して、第8条に規定する事項に関し、事業者が適切に対応するために必要な指針(以下「対応指針」という。)を定めるものとする。

2 第9条第2項から第4項までの規定は、対応指針について準用する。

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第12条 主務大臣は、第8条の規定の施行に関し、特に必要があると認めるときは、対応指針に定める事項について、当該事業者に対し、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(事業主による措置に関する特例)

第13条 行政機関等及び事業者が事業主としての立場で労働者に対して行う障害を理由とする差別を解消するための措置については、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)の定めるところによる。

第4章 障害を理由とする差別を解消するための支援措置

(相談及び紛争の防止等のための体制の整備)

第14条 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう必要な体制の整備を図るものとする。

(啓発活動)

第15条 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第16条 国は、障害を理由とする差別を解消するための取組に資するよう、国内外における障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(障害者差別解消支援地域協議会)

第17条 国及び地方公共団体の機関であつて、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するもの(以下この項及び次条第2項において「関係機関」という。)は、当該地方公共団体の区域において関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

2 前項の規定により協議会を組織する国及び地方公共団体の機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- (1) 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人その他の団体
- (2) 学識経験者
- (3) その他当該国及び地方公共団体の機関が必要と認める者
(協議会の事務等)

第18条 協議会は、前条第1項の目的を達するため、必要な情報を交換するとともに、障害者からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関する協議を行うものとする。

2 関係機関及び前条第2項の構成員(次項において「構成機関等」という。)は、前項の協議の結果に基づき、当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を行うものとする。

3 協議会は、第1項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等が行う相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関し他の構成機関等から要請があった場合において必要があると認めるときは、構成機関等に対し、相談を行った障害者及び差別に係る事案に関する情報の提供、意見の表明その他の必要な協力を求めることができる。

4 協議会の庶務は、協議会を構成する地方公共団体において処理する。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第19条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第20条 前3条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第5章 雑則

(主務大臣)

第21条 この法律における主務大臣は、対応指針の対象となる事業者の事業を所管する大臣又は国家公安委員会とする。

(地方公共団体が処理する事務)

第22条 第12条に規定する主務大臣の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長その他の執行機関が行うこととすることができる。

(権限の委任)

第23条 この法律の規定により主務大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、その所属の職員に委任することができる。

(政令への委任)

第24条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第6章 罰則

第25条 第19条の規定に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第26条 第12条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次条から附則第6条までの規定は、公布の日から施行する。

(基本方針に関する経過措置)

第2条 政府は、この法律の施行前においても、第6条の規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、内閣総理大臣は、この法律の施行前においても、同条の規定の例により、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた基本方針は、この法律の施行の日において第6条の規定により定められたものとみなす。

(国等職員対応要領に関する経過措置)

第3条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、この法律の施行前においても、第9条の規定の例により、国等職員対応要領を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた国等職員対応要領は、この法律の施行の日において第9条の規定により定められたものとみなす。

(地方公共団体等職員対応要領に関する経過措置)

第4条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、この法律の施行前においても、第10条の規定の例により、地方公共団体等職員対応要領を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた地方公共団体等職員対応要領は、この法律の施行の日において第10条の規定により定められたものとみなす。

(対応指針に関する経過措置)

第5条 主務大臣は、この法律の施行前においても、第11条の規定の例により、対応指針を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた対応指針は、この法律の施行の日において第11条の規定により定められたものとみなす。

(政令への委任)

第6条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第7条 政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、第8条第2項に規定する社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮の在り方その他この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律

平成28年6月3日

法律第68号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 基本的施策（第5条—第7条）

附則

我が国においては、近年、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、適法に居住するその出身者又はその子孫を、我が国の地域社会から排除することを煽（せん）動する不当な差別的言動が行われ、その出身者又はその子孫が多大な苦痛を強いられるとともに、当該地域社会に深刻な亀裂を生じさせている。

もとより、このような不当な差別的言動はあってはならず、こうした事態をこのまま看過することは、国際社会において我が国の占める地位に照らしても、ふさわしいものではない。ここに、このような不当な差別的言動は許されないことを宣言するとともに、更なる人権教育と人権啓発などを通じて、国民に周知を図り、その理解と協力を得つつ、不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進すべく、この法律を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」とは、専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であって適法に居住するもの（以下この条において「本邦外出身者」という。）に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動をいう。

（基本理念）

第3条 国民は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性に対する理解を深めるとともに、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第4条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を実施するとともに、地方公共団体が実施する本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を推進するために必要な助言その他の措置を講ずる責務を有する。

2 地方公共団体は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

第2章 基本的施策

(相談体制の整備)

第5条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するよう努めるものとする。

(教育の充実等)

第6条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

(啓発活動等)

第7条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、国民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、住民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(不当な差別的言動に係る取組についての検討)

2 不当な差別的言動に係る取組については、この法律の施行後における本邦外出身者に対する不当な差別的言動の実態等を勘案し、必要に応じ、検討が加えられるものとする。

部落差別の解消の推進に関する法律

平成28年12月16日

法律第109号

(目的)

第1条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第2条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第3条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

(相談体制の充実)

第4条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

(教育及び啓発)

第5条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

(部落差別の実態に係る調査)

第6条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

宇土市人権擁護に関する条例

平成8年3月22日

条例第12号

(目的)

第1条 この条例は、すべての国民に基本的人権の享有を保障し、法の下での平等を定める日本国憲法に基づき、部落差別をはじめ、障害者、女性等への差別など、あらゆる差別（以下「差別」という。）をなくし、人権擁護の意識を高め、もって平和な明るい地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、前条の目的を達成するため、必要な施策を推進するとともに、行政のすべての分野で市民の人権意識の高揚に努めるものとする。

(市民の責務)

第3条 市民は、相互に基本的人権を尊重し、差別をなくすための施策に協力するとともに、自らも人権意識の高揚に努めなければならない。

(市の施策の推進)

第4条 市は、差別をなくすため、社会福祉の充実、教育文化の向上及び人権擁護意識の高揚等に関する施策を総合的に推進するように努めるものとする。

(教育及び啓発活動の充実)

第5条 市は、市民の人権擁護の意識を高めるため、各種関係団体等と連携し、人権教育の推進と啓発活動の充実を図り、人権擁護の社会づくりに努めるものとする。

(推進体制の充実)

第6条 市は、差別をなくし、人権擁護に関する施策を推進するため、国、県及び各種関係団体等と連携を図り、推進体制の充実に努めるものとする。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年条例第26号）

この条例は、公布の日から施行する。

宇土市人権教育推進協議会会則

(設置)

第1条 宇土市における人権教育の研究と推進を図ることを目的とするため、宇土市人権教育推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所管事務)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項を処理するものとする。

- (1) 人権教育の研究と実践に関すること。
- (2) 人権に関する広報、調査活動に関すること。
- (3) 学級、講座活動における人権問題の学習会の開催
- (4) 講演会、研修会等の開催
- (5) その他協議会の目的達成に必要なこと。

(委員)

第3条 協議会委員は、25名以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる団体等のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学校関係、福祉関係、社会教育関係、企業関係
- (2) 市議会、行政及び教育委員会職員
- (3) 人権教育に関する団体
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 公職をもって選任された委員が、その職を離れたときは、当該委員を辞職したものとみなす。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 副会長は、委員の互選による。

4 会長は、会務を総理し会議の議長となる。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、必要の都度、会長が招集する。

(役員会の設置)

第7条 会長が必要と認めた事項を協議するため、役員会を開くことができる。

2 役員会の委員は、協議会の委員のうちから市長が委嘱する。

3 役員会の委員は、5名以内で組織する。

(準用)

第8条 第4条、第6条の規定は、役員会の場合に準用する。

(協議会の庶務)

第9条 協議会の庶務は、教育委員会生涯活動推進課において処理する。

(委任)

第10条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この会則は、公布の日から施行し、昭和63年4月1日から適用する。

附 則

この会則は、平成8年11月27日から施行する。

附 則

この会則は、平成14年6月27日から施行する。

附 則

この会則は、平成29年7月26日から施行する。

宇土市人権教育・啓発基本計画【第2次改訂】

発行：平成31年（2019年）3月 発行者：熊本県宇土市

総務部 総務課

〒869-0492

熊本県宇土市浦田町51

TEL (0964) 22-1111

FAX (0964) 22-0110

宇土市ホームページ <https://www.city.uto.kumamoto.jp/>

教育委員会 生涯活動推進課

〒869-0433

熊本県宇土市新小路町95

TEL (0964) 22-6510

FAX (0964) 23-1002